

**令和6年度
国の施策・制度に関する提案・要望書**



相模原市政の推進につきましては、日頃から格別の御理解、御高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

本市は、令和元年東日本台風の被害からの復旧・復興や新型コロナウイルス感染症への対策などの多くの課題に対処しながら、首都圏南西部をリードする広域交流拠点都市として、防災・減災対策をはじめ、福祉、医療、教育の充実など市民サービスの向上を図るとともに、産業振興、環境保全、交通基盤の整備など幅広い分野において施策を推進することにより、「地域への愛着と誇りを持てるまちづくり」を進めています。

今後、急速な少子高齢化の進行や本格的な人口減少社会を迎える中、民間活力の活用や事務事業の精査により歳出の削減を行い、都市基盤整備や産業集積により税源の涵養を図るとともに、令和3年4月には「相模原市行財政構造改革プラン」を策定し、将来にわたり持続可能な都市経営に向けた取組に着手しているところですが、医療や介護等の社会保障に係る経費の増大や公共施設の老朽化への対応など、引き続き、厳しい財政運営が続くことが見込まれます。

本提案・要望書は、本市が今後も首都圏南西部の広域交流拠点都市として自立した行財政運営を行うに当たって、国において制度及び予算などについて、御検討、御協力をお願いしたい事項を取りまとめたものです。

つきましては、国におきましても多くの政策課題を抱え、財政も厳しい状況にあることは承知しておりますが、本市の提案・要望につきまして特段の御配慮をお願いいたします。

令和5年6月 相模原市長

本村賢太郎

提案・要望事項 目次

重点要望

【内閣府】

- 1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続【新規】 1

【文部科学省】

- 2 教職員定数の改善等【継続】 3

- 3 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援【継続】 5

【スポーツ庁】

- 4 部活動の地域移行に向けた取組への支援について【新規】 7

【厚生労働省】

- 5 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設【継続】 9

【こども家庭庁】

- 6 児童養護施設における小規模グループケア加算の経過措置期間の延長
及び施設職員の人材確保のための支援【新規】 1 1

- 7 保育所の待機児童解消に向けた財政措置【継続】 1 3

- 8 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設について【継続】 1 5

【農林水産省】

- 9 農業及び畜産経営に対する財政支援【継続】 1 7

- 1 0 認定新規就農者に対する財政支援【新規】 1 9

【林野庁】

- 1 1 災害時における林道復旧事業関連法令の基準の見直し等【継続】 2 1

【経済産業省】

- 1 2 中小企業を対象としたDX化促進のための
設備投資に対する財政支援【新規】 2 3

【国土交通省】

- 1 3 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備【継続】 2 5
1 4 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充【継続】 2 7
1 5 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等【継続】 ... 2 9

【国土交通省・総務省】

- 1 6 緊急浚渫推進事業債の継続【新規】 3 1

通常要望

【防衛省、外務省、財務省】

- 1 7 米軍基地の早期返還等【継続】 3 3

【防衛省、総務省】

- 1 8 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等【継続】 3 7

【防衛省、外務省】

- 1 9 米軍基地の環境・安全対策等【継続】 3 8

【内閣府、総務省】

- 2 0 地方分権改革の推進【継続】 4 0

【個人情報保護委員会】

- 2 1 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等【継続】 4 1

【総務省】

- 2 2 地方交付税制度の見直し【継続】 4 2
- 2 3 公共施設等適正管理推進事業債に係る
時限措置の撤廃及び対象事業の拡大【新規】 4 3
- 2 4 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充【継続】 4 4

【文部科学省】

- 2 5 高校生等への修学支援の更なる充実【継続】 4 5
- 2 6 外国人英語指導助手（ALT）の配置に係る財政支援【継続】 4 6
- 2 7 子どもの健全育成のための
体験活動推進事業に係る補助制度の拡充【継続】 4 7

【厚生労働省】

- 2 8 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し
及び地方特例制度の弾力的運用等【継続】 4 8
- 2 9 救命救急センター、二次救急医療体制及び
脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等【継続】 4 9
- 3 0 災害時医療救護体制に係る財政支援【継続】 5 0
- 3 1 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保等【継続】 5 1
- 3 2 感染症法に基づく感染症診査協議会及び
健康診断事業に必要な財政支援【継続】 5 2
- 3 3 休日夜間における救急医療に対する財政支援【継続】 5 3
- 3 4 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と
措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備【継続】 5 4
- 3 5 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大【継続】 ... 5 5

3 6	地域医療介護総合確保基金制度の見直し【継続】	5 6
3 7	国民健康保険子どもの均等割保険税(料)に係る 軽減制度の拡充【継続】	5 7
3 8	医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援【継続】	5 8
3 9	若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設【継続】	5 9
【内閣府、厚生労働省】		
4 0	新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援【継続】	6 0
4 1	地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援【継続】	6 1
4 2	看護職員確保対策に必要な財政支援【継続】	6 2
【厚生労働省、環境省】		
4 3	地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生・河川水等検査の 機器整備に係る国庫補助制度の創設【継続】	6 3
【こども家庭庁、厚生労働省】		
4 4	障害福祉サービス等事業所における 「延長支援加算」の見直し【新規】	6 4
4 5	医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し【継続】	6 5
【こども家庭庁】		
4 6	放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実【継続】	6 6
4 7	子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実【継続】	6 7
【環境省】		
4 8	動物愛護管理の取組における財政支援【継続】	6 8

【国土交通省】

49 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充【継続】 69

【林野庁、国土交通省】

50 ナラ枯れ被害対策の推進【継続】 70

重点要望

1 地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）の継続

< 内閣府 >

提案・要望事項

令和6年度までとされている地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）について、令和7年度以降も制度を継続すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和3年度の全国での寄附実績は、金額が前年度比約2.1倍の約225.7億円、件数が約2.2倍の4,922件に増加。
- ・寄附を行った企業数は前年度比約1.9倍の3,098社に増加。
- ・寄附を受領した地方公共団体の数は前年度比約1.8倍の956団体に増加。

本市の状況

- ・令和2年7月に地域再生計画の認定を受け、企業版ふるさと納税制度を活用。
- ・令和4年度末までで、7社から900万円を超える寄附実績があり、企業からの寄附を有効活用しながら、地方創生関連事業を推進している。

課題

- ・企業版ふるさと納税制度は、企業等が寄附しやすい制度設計（最大で9割の税額控除）となっており、引き続き、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段となりうると想定される。
- ・本市においても、地方創生関連事業を推進するにあたっての重要な財源となっている。

制度が継続されない場合、地方創生の推進に影響を及ぼす可能性がある。

提案・要望の説明

地方創生応援税制（企業版ふるさと納税）については、平成28年度に制度が創設された後、令和2年度税制改正において制度拡充とともに、適用期間が5年間延長され、令和6年度までとされているところです。

当該制度は、企業等が地方公共団体に寄附しやすい制度設計となっており、民間リソースを地方創生に活用する有効な手段として、全国的にも活用事例、寄附金額ともに増加傾向にあり、地方公共団体が行う地方創生の取組の推進に大きく寄与しているものと考えております。

本市においても、令和2年7月に地域再生計画の認定を受けた後、令和4年度末までで計7社から900万円を超える寄附をいただいておりますことから、地方創生関連事業を推進するにあたっての重要な財源となっておりますことから、制度が継続されない場合、今後の取組の推進に影響を及ぼすことが懸念されます。

令和4年12月23日に閣議決定された、デジタル田園都市国家構想総合戦略において、「企業版ふるさと納税の一層の活用促進」と謳われていることから、地方創生の取組を一層推進し、デジタル田園都市国家構想を実現するため、本制度を令和7年度以降も継続することを要望します。

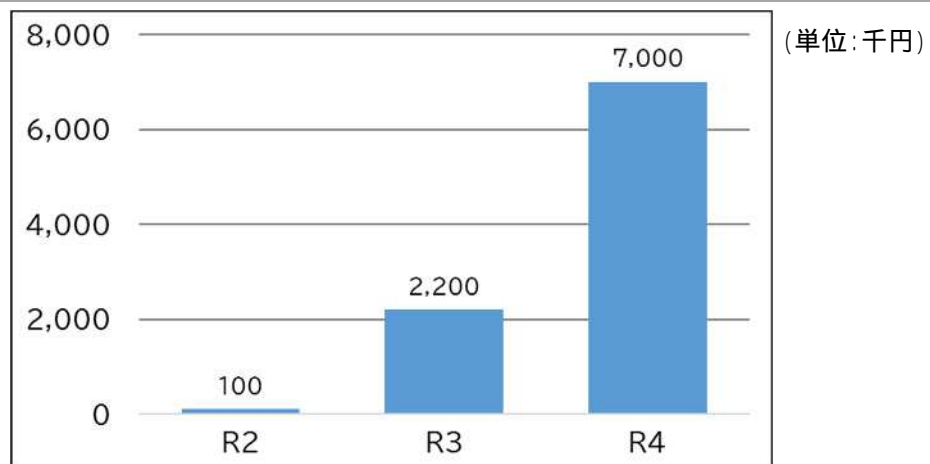
参 考

全国の制度活用状況

(単位：件、百万円、社、団体)

	平成 28 年度	平成 29 年度	平成 30 年度	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	合 計
寄附件数	517	1,254	1,359	1,327	2,249	4,922	11,628
寄附額	747	2,355	3,475	3,380	11,011	22,575	43,543
寄附企業数	459	1,112	1,138	1,117	1,640	3,098	8,564
寄附活用団体数※	上段:単年度 118 下段:累計 118	253 268	287 339	293 399	533 641	956 1,028	

本市における企業版ふるさと納税の寄附実績



本市における企業版ふるさと納税の募集・活用事業例



【提案・要望の担当】 市長公室 政策課長 三橋 英智 042-769-8203

2 教職員定数の改善等

< 文部科学省 >

提案・要望事項

- 1 中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めること。また、児童生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数を拡充すること。
- 2 教育支援センターのための教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置すること。
- 3 スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの定数化を図ること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・小学校においては、学級編成の標準を第2学年から第6学年まで段階的に引き下げることを決定したが、中学校においては、今後検討予定とされている。
- ・中央教育審議会答申（令和3年1月）において、「全ての子供たちの可能性を引き出す、個別最適な学びと、協働的な学びの実現」のために、スクールカウンセラー・スクールソーシャルワーカーの配置時間等の充実による相談体制の整備など、子どもたちが学校で安心して教育が受けられるよう、学校内外において、個々の状況に応じた段階的な支援策を講じることが必要とされている。

本市の状況

- ・小学校においては、国の決定に基づき、現在第4学年まで35人に引き下げを行っている。
- ・令和5年度の「児童生徒支援加配」をはじめとする加配定数は、本市が児童生徒の学習指導上、生徒指導上又は進路指導上特別の配慮を行う必要性に照らして算定した要求数よりも決定数が少なくなっている。

課題

- 1 児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難である。教員の時間を確保するためには、現在、小学校で進められている35人以下学級の取組の中学校への拡充を含め、更なる学級編成の標準の改定が必要である。また、小学校における教科担任制の導入や専科教員による指導の充実のために、更なる教員数の確保が必要である。
- 2 教育支援センターにおける教職員の配置は、地方公共団体が独自に措置しており、義務標準法に基づく加配定数の措置が必要である。

- 3 スクールカウンセラー、スクールソーシャルワーカーについて、不登校児童生徒数が増加するなど年々高まるニーズに対応するため、相談体制の更なる充実が必要である。また、現行制度では補助金の交付金額も十分ではなく、大きな財政負担となっている。

提案・要望の説明

- 1 子どもを取り巻く環境が複雑化・多様化する中、児童生徒が抱える問題もますます複雑化・多様化しています。さらに、新学習指導要領の実施に伴う授業時数の増加等により、児童生徒一人ひとりが抱える個別の課題に向き合うための、教員の時間の確保が困難となっている現状があります。

このことから、中学校における35人以下学級の実現を含め、学級編制の標準の更なる改定を進めるとともに、生徒指導等で特別な指導が行われる場合に措置される「児童生徒支援加配」の拡充や小学校における教科担任制の導入、専科教員による指導の充実等のための、加配定数の確保を要望します。

- 2 不登校の児童生徒が増加する中で、当該児童生徒に対し、集団生活への適応、情緒の安定、基礎学力の補充、基本的な生活習慣の改善等の相談・適応指導を組織的、計画的に行い、在籍校と連携して学校復帰や社会的自立に向けた支援を実施する教育支援センターの役割は重要です。しかしながら、教育支援センターにおける教職員の配置については、現在、地方公共団体が独自に措置している状況であることから、教育支援センターに係る教職員について、義務標準法に基づく加配定数として措置するよう要望します。

- 3 児童生徒が抱える課題が複雑化・多様化する中、適切な支援を行うためには、スクールカウンセラーやスクールソーシャルワーカーの活用による教育相談機能の充実が効果的です。このことから、スクールカウンセラー等の定数化を要望するとともに、定数化されるまでの間については、その活用に対する財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部	教職員人事課長	中井 一臣	042-769-8279
	青少年相談センター所長	加藤 政義	042-769-8285

3 G I G Aスクール構想の推進に向けた財政支援

< 文部科学省 >

提案・要望事項

G I G Aスクール構想を推進するに当たって必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大していることから、補助事業の新設など必要な財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・初期整備については、全自治体で児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備するよう、補助事業が実施されたものの、以降実施された複数の補助事業については、補助対象が限定的であり、課題に対応していない又は活用が難しいものがほとんどである。

本市の状況

- ・令和2年度に1人1台のタブレットPC環境を整備し、現在まで運用している。
- ・運用費用の大部分は、PC教室の廃止等によって一般財源から捻出している。

課題

- ・タブレットPCを活用するために必要となるランニングコスト等の費用の負担は大きくなっている。
- ・一層充実した学習活動等を継続的に展開するためには、大型提示装置(大型モニタ)の更新やICT支援員の拡充などに係る財源の確保が課題である。
- ・さらに、令和7年度をめどに予定されている、約50,000台のタブレットPCの機器更新に係る財源の確保も課題である。

財政支援等がない場合、G I G Aスクール構想の推進に影響を及ぼす可能性がある。

提案・要望の説明

本市では、令和元年12月に国が発表したG I G Aスクール構想により、令和2年度中に児童生徒1人1台のタブレットPC及び高速大容量の通信ネットワークを学校に整備し、令和3年度以降、学校における様々な学習活動等で日常的な活用が進んでいます。

しかしながら、G I G Aスクール構想を推進するに当たっては、1人1台のタブレットPCを活用するために必要となる端末・ネットワークの運用保守やセキュリティ対策、学習用ソフトウェアなどに係るランニングコスト、予備用端末の確保に係る費用、安定してインターネットに接続するための通信回線使用料、授業での著作物利用のための授業目的公衆送信補償金など、引き続き地方単独での負担増・財源の確保が課題となっています。

また、教職員・児童生徒が1人1台のタブレットPCを最大限活用し、一層充実した学習活動等を継続的に展開していくためには、老朽化している大型提示装置(大型モニタ)の更新や、ICT支援員の拡充、インターネット通信環境を整えることができない家庭への支援など、更なる

環境整備や支援体制の確立に要する経費のほか、数年後、大量一括に生じるタブレットPCのハードウェア更新に要する経費について、財源の確保が課題となっています。

こうしたことから、GIGAスクール構想の推進に当たっては、必要となるランニングコストや環境整備等に係る経費が増大しているものの、十分な財政措置が講じられているとは言い難いため、これらの経費が対象となる補助事業の新設・更なる拡充など、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

参 考

タブレットPCの整備状況

初期整備（令和2年度）

対象	導入台数	備考
児童生徒	約 51,500 台	令和3年1月 児童生徒1人1台を達成
教職員	約 3,500 台	令和3年3月 教職員1人1台を達成
合計	約 55,000 台	-

- ・5年程度でバッテリー寿命を迎えるため、令和7年度には一斉更新が必要

追加整備（令和4年度）

- ・予備用端末として約1,300台を追加整備 令和5年度末までの不足分
- ・1人1台環境の維持のためには、令和6年度以降も予備用端末が必須

大型提示装置（大型モニタ）

令和5年3月末時点の状況

台数	導入年度	備考	事業・財源
約 1,200 台	H21	50 インチプラズマテレビ	学校情報通信技術環境整備事業費補助金
約 850 台	R3～R4	65 インチ液晶テレビ	新型コロナウイルス対応地方創生臨時交付金

- ・大型提示装置は、GIGAスクール構想を機に、より効果的な活用が可能
- ・平成21年度導入機は、老朽化や性能面(大きさ、明るさ、精細さなど)の低さが課題
- ・交付金を活用し一部を更新したものの、今後、残る約1,200台の更新が必要

ICT支援員の派遣状況

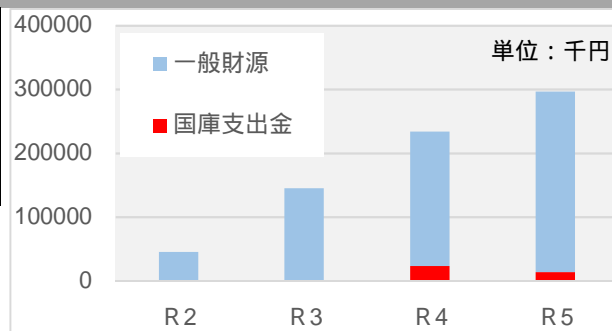
学校種	R3	R4	R5(予定)
小学校・義務(前期)	年21回	年21回	年35回
中学校・義務(後期)	年15回	年15回	年26回

- ・ICTを活用した授業支援等のため、民間委託によりICT支援員を学校に派遣
- ・タブレットPCの活用推進のためには、派遣回数の一層の拡充が望まれている

GIGAスクール構想開始前後での一般財源負担額の推移

	R2	R3	R4	R5
総事業費	45,155	144,936	234,041	296,900
うち国庫	0	0	23,373	13,638
うち一財	45,155	144,936	210,668	283,262

単位：千円



- ・一般財源によるランニングコスト等の費用負担が増大

【提案・要望の担当】 教育局学校教育部教育センター 奥津 光郎 042-754-2577

4 部活動の地域移行に向けた取組への支援について

< スポーツ庁 >

提案・要望事項

部活動の地域移行が、部活動の在り方の大転換点であることに鑑み、移行に向けた取組及び移行後の継続的かつ安定的な運営への支援を十分に行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」において、令和5年度から令和7年度までを改革推進期間として、地域連携・地域移行に取り組みつつ、地域の事情に応じて可能な限り早期の実現を目指すとしている。

本市の状況

- ・部活動の地域移行に向け、検討を進めている。

課題

- ・部活動の地域移行に当たり、生徒や保護者からの理解、指導者となる人材や団体の確保や適切な研修、指導を希望する教師に適切な対価が支払われる制度設計など、多くの課題がある。
- ・すべての生徒に義務教育におけるスポーツ・文化芸術活動の機会を確保するため、生活困窮世帯に対する支援が必要である。



課題の解決には、多大な財源の確保が必要である。

提案・要望の説明

本市の児童・生徒数は、昭和60年と比較すると、半数近くまで減少しており、部活動においては、生徒数の減少により競技に必要な部員数が確保できず、学校単位の活動が困難になっています。

令和4年7月に児童とその保護者に対してアンケート調査を行ったところ、地域に希望するスポーツ・文化芸術活動があった場合、「やってみたい」と回答した児童は、86.5%と高い数値となっている一方で、多くの保護者が活動費の負担について「不安がある」と回答していることから、家庭の経済状況により、子どもの活動機会に格差が生じないよう十分な財政措置を講じるとともに、参加する地域クラブ活動により、家庭の負担に格差が生じないよう費用負担の在り方を示すなど、万全の措置を講じることを要望します。また、地域の団体や人材による指導に伴う人件費及び事務費等について、新たな財政負担を強いることがないよう、十分な財政措置を講じることを要望します。

加えて、「学校部活動及び新たな地域クラブ活動の在り方等に関する総合的なガイドライン」においては、地域の実情に応じた取組を進めるとしてはいますが、各自治体における取組に大きな差異が生じることが考えられるほか、地域への移行に当たっては指導者となる人材の確保や財源の確保等、課題も多くあることから、ガイドラインの改訂や先行事例の紹介、コーディネータ

一の配置支援に留まらず、学校の働き方改革や現行の自治体の実務を踏まえた上で、生徒の視点に立った支援を継続的に検討し、持続可能な制度設計に取り組むことを要望します。

参 考

休日の部活動の地域移行に向けた取組などの状況

■ 本市の現状

✓ 児童・生徒数の減少 1985年：89,354人 → 2022年：50,459人



・ 1校あたりの生徒数が減少
・ 競技に必要な部員数の確保が困難



学校単位の
部活動に課題

✓ 教師の業務負担 ※時間外在校等時間（月）

	令和元年度	令和2年度	令和3年度
中学校（部活指導あり）	約 50 時間	約 35 時間	約 46 時間

コロナ禍における
部活動の制限



部活動における負担を減らす必要がある。

■ 地域移行に当たっての本市の課題

✓ 子どものニーズ・保護者の不安

※小学校5・6年生児童及び保護者対象アンケートより

・（児童）地域に希望するスポーツ、文化芸術活動があったら



やりたい（どちらかといえばやりたい）：86.5%

・（保護者）地域の活動となった場合の心配なことは



活動への協力：48% 活動費の負担：41%

✓ 財源の負担



部活動設置数
574部活（36校）



3億円以上
（1部活1人の指導者）

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部学校教育課長

三谷 将史

042-769-8284

5 国庫補助事業「火葬場整備事業費補助制度」の創設

< 厚生労働省 >

提案・要望事項

「墓地、埋葬等に関する法律」に地方公共団体の火葬場の新設及び既存施設の拡充に対する国の財政支援を定めた上で、国庫補助制度として火葬場整備事業費補助制度を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・火葬場整備に係る国からの補助制度はない。

本市の状況

- ・新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっており、増加する火葬需要への対応を検討している。

課題

- ・全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっている。

提案・要望の説明

全国的な高齢化の進行に伴い火葬需要が増加しており、とりわけ、人口が集中する首都圏においてはその状況が顕著であることから、多くの地方公共団体において新たな火葬場の整備や既存施設の拡充が喫緊の課題となっています。

そのような中、地域社会にとって必要不可欠である下水道、ごみ処理施設等に対しては、整備費補助等の国庫補助施策等が講じられているにもかかわらず、同様に必要不可欠な施設である火葬場の整備に対しては国庫補助施策等がなく、これに特化した起債制度や交付税措置もありません。

火葬場の経営主体は、原則として市町村等の地方公共団体とされていることから、その整備費が地方財政にとって大きな負担となっています。

こうしたことから、国庫補助制度として、火葬場の新設及び既存施設の拡充に係る整備事業費補助制度を創設することを要望します。

参 考

各法の国庫補助制度に係る規定の有無

水道法

(国庫補助)

第四十四条 国は、水道事業又は水道用水供給事業を営する地方公共団体に対し、その事業に要する費用のうち政令で定めるものについて、予算の範囲内において、政令の定めるところにより、その一部を補助することができる。

下水道法

(公共下水道、流域下水道及び都市下水路に関する費用の補助)

第三十四条 国は、公共下水道、流域下水道又は都市下水路の設置又は改築を行う地方公共団体に対し、予算の範囲内において、政令で定めるところにより、その設置又は改築に要する費用の一部を補助することができる。

廃棄物の処理及び清掃に関する法律

(国及び地方公共団体の責務)

第四条

3 国は、廃棄物に関する情報の収集、整理及び活用並びに廃棄物の処理に関する技術開発の推進を図り、並びに国内における廃棄物の適正な処理に支障が生じないように適切な措置を講ずるとともに、市町村及び都道府県に対し、前二項の責務が十分に果たされるように必要な技術的及び財政的援助を与えること並びに広域的な見地からの調整を行うことに努めなければならない。

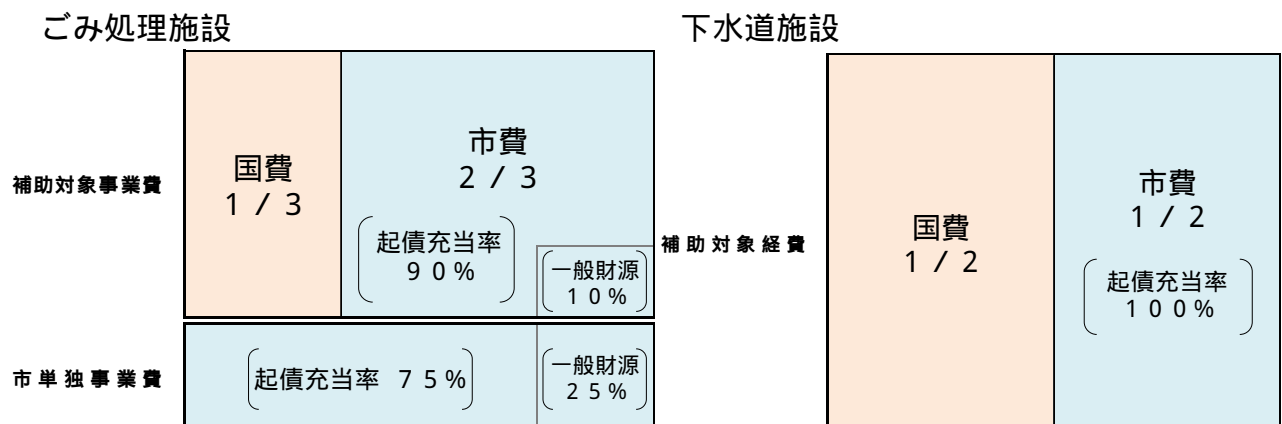
前二項の責務 = 適正な処理に係る市町村の努力義務、適正な処理に係る都道府県の努力義務

墓地・埋葬等に関する法律

第一条 この法律は、墓地、納骨堂又は火葬場の管理及び埋葬等が、国民の宗教的感情に適合し、且つ公衆衛生その他公共の福祉の見地から、支障なく行われることを目的とする。

国からの財政的支援の条文はない。

整備費の財源内訳



【提案・要望の担当】 市民局区政推進課斎場準備室長 金子 大介 042-707-7025

6 児童養護施設における小規模グループケア加算の経過措置期間の延長及び施設職員の人材確保のための支援

< こども家庭庁 >

提案・要望事項

地域の実情に合わせ児童養護施設の小規模化を進めるため、小規模グループケア加算の経過措置期間を延長するとともに、職員の定着を図るため、児童養護施設の職員について社会的養護処遇改善加算の増額を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成17年に児童養護施設等において小規模なグループによるケアを行う体制を整備するため「小規模グループケア実施要綱」を定めるなど施設の小規模化を図る取組みを進めている。
- ・令和元年に要綱改正があり、児童養護施設のケア単位の定員を8人から6人に引き下げ、令和6年度末までは、経過措置として対象施設を小規模グループケア加算の対象とすることとした。
- ・平成29年より、民間児童養護施設の人材確保と育成を図ることを目的に、社会的養護処遇改善加算が行われている。

本市の状況

- ・本市の児童養護施設のうち小規模グループケア加算を受けている1施設は、平成26年度に1ユニット8人の施設として開設した施設である。老朽化等に係る課題はなく、小規模化を行うためには、定員を減少するか、本体施設の外に新たな小規模ユニットを建設する必要がある。
- ・本市の社会的養育を支える各機関において、人材の確保が困難な状況がある。特に、児童養護施設においては、施設職員の離職により、経験豊富な人材の定着が難しく、速やかに小規模化に要する人材を確保することが困難な状況にある。
- ・児童虐待通告件数等は、増加傾向にあり、児童養護施設の定員を減じることは、本市の社会的養育にとって大きな打撃となる。

課題

- ・児童養護施設への措置が必要な児童が増加している中で、児童養護施設への措置が行えず、一時保護期間が長期化している状況にある。児童養護施設の定員をさらに減少させないよう小規模化を進めるためには、なお時間を要する。
- ・定員を維持しながら施設の小規模化を行うためには、児童を十分にケアすることができる児童養護施設の職員の確保が欠かせない。都市部の児童養護施設は人材難の課題を抱えており、十分な人員体制を構築するためには、児童養護施設への財政的支援が必要である。
- ・課題を抱える児童に手厚い支援を行うためには、職員体制の更なる充実が必要であり、職員の処遇改善を図るための財政支援が必要である。

提案・要望の説明

現在、小規模グループケア加算の経過措置の対象となっていることから、児童のケアを行う人材が確保できている状況ですが、更に小規模化を図らなければ、この加算を受けることができず、小規模化の人材はもとより、現状のケアにも支障が生じることが懸念されます。

このようなことから、小規模グループケア加算の経過措置を「児童養護施設等の小規模化及び家庭的養護の推進について」(平成24年11月30日付け、厚生労働省雇用均等・児童家庭局長通知)における推進期間である令和11年度末までに延長することで、その間に施設職員の人員を確保し着実に小規模化が進められるよう要望するものです。

併せて、施設の小規模化による十分な児童のケアのため、現在離職者が多い児童養護施設の職員を確保するために、その処遇改善が図れるよう社会的養護処遇改善加算の増額を行っていただくよう要望します。

参 考

児童虐待相談 把握人数状況

(単位:人)

	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度
子育て支援センター	934	1,022	1,093	1,077
児童相談所	1,398	1,502	1,596	1,896
合計	2,332	2,524	2,689	2,973

児童養護施設の状況

施設名	定員	施設概要	備考
中心子どもの家	50人	12人×2ユニット、13人×2ユニット	平成10年開設
相模原南児童ホーム	45人	8人×3ユニット、7人×3ユニット	平成26年開設
合計	95人		

本市の措置児童数は、令和4年3月は140人、令和5年3月は131人となっている。

市内の児童養護施設への入所ができない児童は、神奈川県等との協定により、県所管の児童養護施設等へ児童の措置等を行っているが、当該協定による定員数は、令和6年度までに原則返還しなければならない。

【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課 高野 靖彦 042-769-9811

7 保育所の待機児童解消に向けた財政措置

< こども家庭庁 >

提案・要望事項

- 1 待機児童の解消に向け、必要な保育量を提供していくために不可欠な保育士の確保を図ることができるよう、更なる処遇改善のための財政措置を講ずること。
- 2 1歳児の運営費をより充実させる財政措置を講ずること。
- 3 使用済みおもむつの処分費用に対する財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和3年度から令和6年度末までの4年間で約14万人分の保育の受け皿を整備すること等を示した「新子育て安心プラン」が取りまとめられており、保育士が生涯働ける魅力ある職場づくりを推進するとしている。
- ・令和5年1月23日付けの事務連絡により、保育所等における使用済みおもむつの処分を推奨している。

本市の状況

- ・就学前児童数は前年に比べ減少したものの、女性の就労増加などから、本市における保育所等の利用申込者数は近年増加傾向にある。
- ・令和5年度は、認可保育所の新規整備や市認定保育室の認可保育所への移行促進等により、197人の認可定員の増を図ったものの、15人の待機児童が発生している。
- ・近年の保育所の大幅な新設・増設により、保育士不足が深刻化しており、保育施設の整備とともに、今後は保育士の確保を積極的に進める必要がある。
- ・本市では保育士の処遇向上を図るため、市単独の助成（月額2万1千円）を実施している。また、市総合就職支援センター内に「保育士等就職支援コーディネーター」を配置し、窓口での就職相談や就職支援セミナーの開催など、潜在保育士などの就職支援を実施している。
- ・使用済みおもむつについて、園で廃棄している割合 65.8%

課題

- ・保育士の不足により、定員まで児童の受け入れができない園があり、保育需要の高まりがありながらも、必要な保育量の確保ができない可能性がある。
- ・園で廃棄していない83施設のうち35施設が処分費用の財源確保が困難と意見。

提案・要望の説明

待機児童解消は喫緊の課題であり、本市では、様々な手法を用いて待機児童の解消に向けた取組を進めておりますが、保育需要は今後も増大すると見込まれます。

保育士の処遇改善につきましては、キャリアアップと連動した新たな仕組みが導入されましたが、引き続き都市部を中心に地方独自の上乗せが行われており、保育士の確保に関し自治体間での競争や地域間格差が生じている状況にあります。

今後、女性の就労率が増加すること等に伴う保育ニーズの高まりにより、よりいっそう保育士不足が懸念されます。そのため、各自治体での独自施策によらず保育人材の確保ができるように、処遇改善のための更なる財政措置を講ずるよう、要望します。

さらに、待機児童の年齢は、多くの保護者が育休から仕事に復帰する1歳児の割合が高い一方で、0歳児の補助額と比較すると1歳児の運営補助が少ないことから、保育所側が1歳児よりも0歳児を受け入れる傾向があります。

これを改善し、待機児童の効果的な解消を進めるため、1歳児の運営費をより充実させる財政支援を要望します。

また、令和5年1月23日付け事務連絡により、国において、保育所等における使用済みおむつの処分が推奨されましたが、本市では、園により対応が異なる状況にあります。使用済みおむつの園処分については、保護者はもとより、保育士等の負担軽減につながることから、全ての保育所等で園処分が可能となるよう、処分費用等についての財政支援を要望します。

参 考

保育士に対する加算制度

自治体名	対象者	金額（保育士一人当たり）
神奈川県	無し	—
横浜市	国の処遇改善等加算Ⅱの対象人数を超えて在籍する勤続年数7年以上の職員（※）	月額40,000円
川崎市		月額40,000円
相模原市	認可保育所等の常勤保育士	月額21,000円

待機児童推移

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
待機児童数	人数	8	8	4	3	15
	前年度比	75	0	4	1	12

就学前児童、利用申込者、利用申請率の推移

		平成31年	令和2年	令和3年	令和4年	令和5年
就学前児童数	人数	32,283	31,307	30,181	29,457	28,468
	前年度比	(988)	(976)	(1,126)	(724)	(989)
利用申込者数	人数	13,406	13,916	13,885	14,073	14,327
	前年度比	(513)	(510)	(31)	(188)	(254)
利用申請率	申請率	41.53%	44.45%	46.01%	47.77%	50.33%
	前年度比	(2.78%)	(2.92%)	(1.56%)	(1.76%)	(2.56%)

【提案・要望の担当】 こども・若者未来局保育課長 遠山 芳雄 042-769-8341

8 小児医療費に係る全国一律の助成制度の創設について

< こども家庭庁 >

提案・要望事項

子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するため、全国どこでも同じ制度の下に安心して医療を受けられる子どもの医療費助成制度を創設すること

現状と課題

現状

国の状況

- ・「次元の異なる少子化対策」を掲げ、子ども・子育て政策を最重要政策として位置付け、具体的施策の検討を進めている。
- ・令和5年4月にこども家庭庁を設立し、子どもに関する施策の充実や強化を図ることとしている。

本市の状況

- ・本市の小児医療費助成事業は平成7年10月に県・市町村の協調事業として開始された。
- ・本市では、平成30年10月から、通院・入院ともに中学校3年生までを対象として次のとおり実施している。
 - ・所得制限 1歳以上あり（児童手当法基準）
 - ・一部負担金 小学生まで「なし」、中学生は「一部負担金500円/回」あり
（養育者が市民税所得割・均等割ともに非課税の場合は「0円」）
- ・令和5年度から、神奈川県の小児医療費助成事業の補助金交付対象年齢が小学校6年生まで拡大した。

課題

- ・他の政令市において都道府県から政令市への補助金の有無や率、自己負担額の有無や対象年齢など助成要件・内容が異なり、同じ子どもであるにも関わらず住んでいる地域によって医療に関する助成内容に差異が生じている。
- ・県内各市町村においても少子化が一層進行する中、子育て支援の充実を図るため独自に制度の拡充が行われ、県と県内各市町村の制度間で対象年齢や所得制限等の相違が生じている。

提案・要望の説明

子ども医療費助成制度は、各地方公共団体がそれぞれに制度設計をしていることから、対象年齢や自己負担額などが異なり、住んでいる地域で助成内容に差異が生じています。

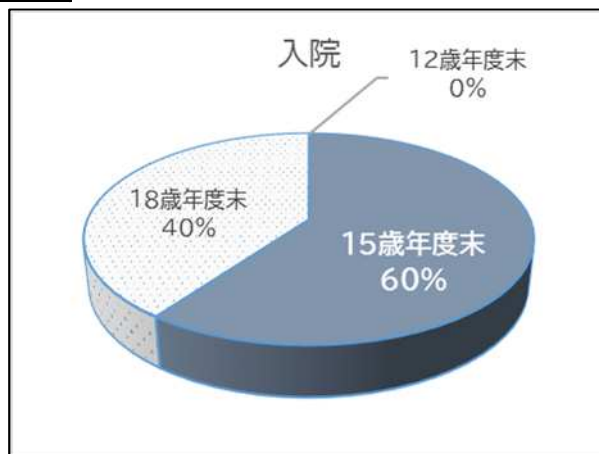
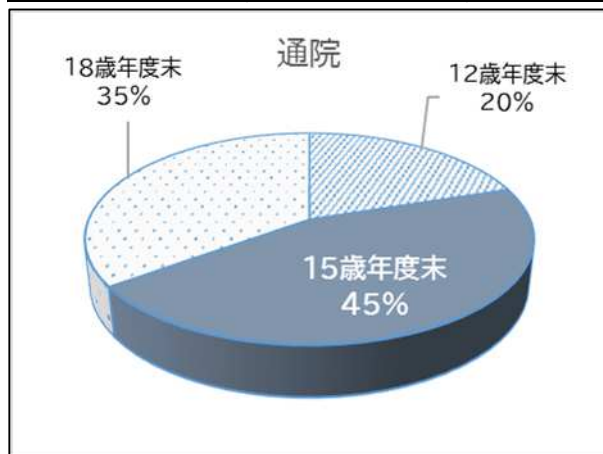
子育て支援策として、未来を担う子どもを安心して生み育てられる環境づくりを推進するためには、全国どこでも同じ制度の下に医療を受けられる助成制度が必要です。

こうしたことから、安心して子どもを産み育てる環境を整え、長期的に安定した制度設計となるよう、国と地方公共団体が協議の場を持ち、医療保険制度における子ども医療費助成制度のあるべき姿について共に議論した上で、国において、統一的な医療費助成制度を創設することを要望します。

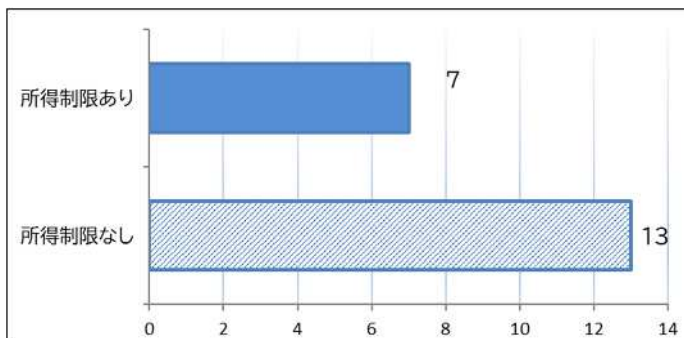
参 考

指定都市における小児医療費助成制度の実施状況（令和4年度）

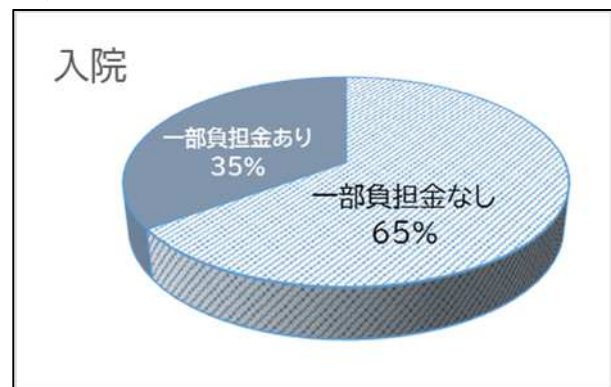
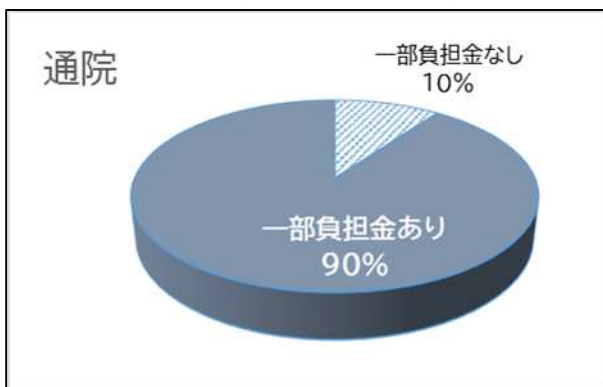
対象年齢	実施自治体	
	通院	入院
12歳年度末	4	0
15歳年度末	9（本市含む）	12（本市含む）
18歳年度末	7	8



所得制限	実施自治体
制限なし	13
制限あり	7（本市含む）



一部負担金	実施自治体	
	通院	入院
一部負担金なし	2	13（本市含む）
一部負担金あり	18（本市含む）	7



【提案・要望の担当】

こども・若者未来局子育て給付課長 吉成 靖幸 042-704-8908

9 農業及び畜産業経営に対する財政支援

< 農林水産省 >

提案・要望事項

農家及び畜産農家の経営安定に向け、肥料、飼料、資機材、燃料などの価格高騰に対する支援を継続して実施するとともに、制度構築・運用に当たっては、活用しやすい仕組みとすること。

また「配合飼料価格安定制度」についても、価格が継続して上昇又は高止まりする状況下において、長期間継続的に十分な補填が受けられる制度への見直しを図ること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「肥料価格高騰対策事業」は、令和4年秋肥及び令和5年春肥として購入した費用に対し、前年からの価格上昇率や使用料低減率により肥料費の増加額を算定し、その7割を補填した。
- ・畜産農家の実負担額増加を抑制するための「配合飼料価格安定制度」に対して、令和4年度第3四半期及び第4四半期に緊急対策事業として補填金を交付（第3四半期：6,750円/トン、第4四半期：8,500円/トン）。令和5年度第1四半期からは「新たな特例」（基準価格の算定期間の延長、補填額の上限の設定）を設けた。

本市の状況

令和4年度の実施状況

- ・肥料：年15万円以上販売した農家の肥料及び農業用資材購入費に対し、価格上昇分を給付金として支給した（給付総額83,008千円、給付件数218件）。
- ・飼料：相模原市畜産振興協会の会員の内、全対象者に飼育頭数に応じて給付金を支給した（給付総額48,780千円、給付件数31件）。

課題

- ・国の対策事業は、肥料・施設園芸については化学肥料低減の取組や燃油使用料の15%以上の削減、畜産飼料については生産コスト削減や国産粗飼料の利用拡大に取り組む等の条件があり、緊急的な支援を必要としている農家及び畜産農家には活用しづらく、また、取り組む余力がない農家等は支援が受けられず、経営状況がより厳しくなる。
- ・配合飼料価格安定制度は緊急対策事業及び新たな特例により、一時的には補填がされるものの、価格の継続的な上昇及び高止まりが長期間で継続する場合は、十分な補填が受けられないことから、畜産農家はさらに厳しい状況になる。牧草については、同様の価格安定制度はない。
- ・畜産農家は高騰した費用を商品（牛乳、鶏卵、肉等）に価格転嫁できていないことから、経営が厳しい状況が継続している。

提案・要望の説明

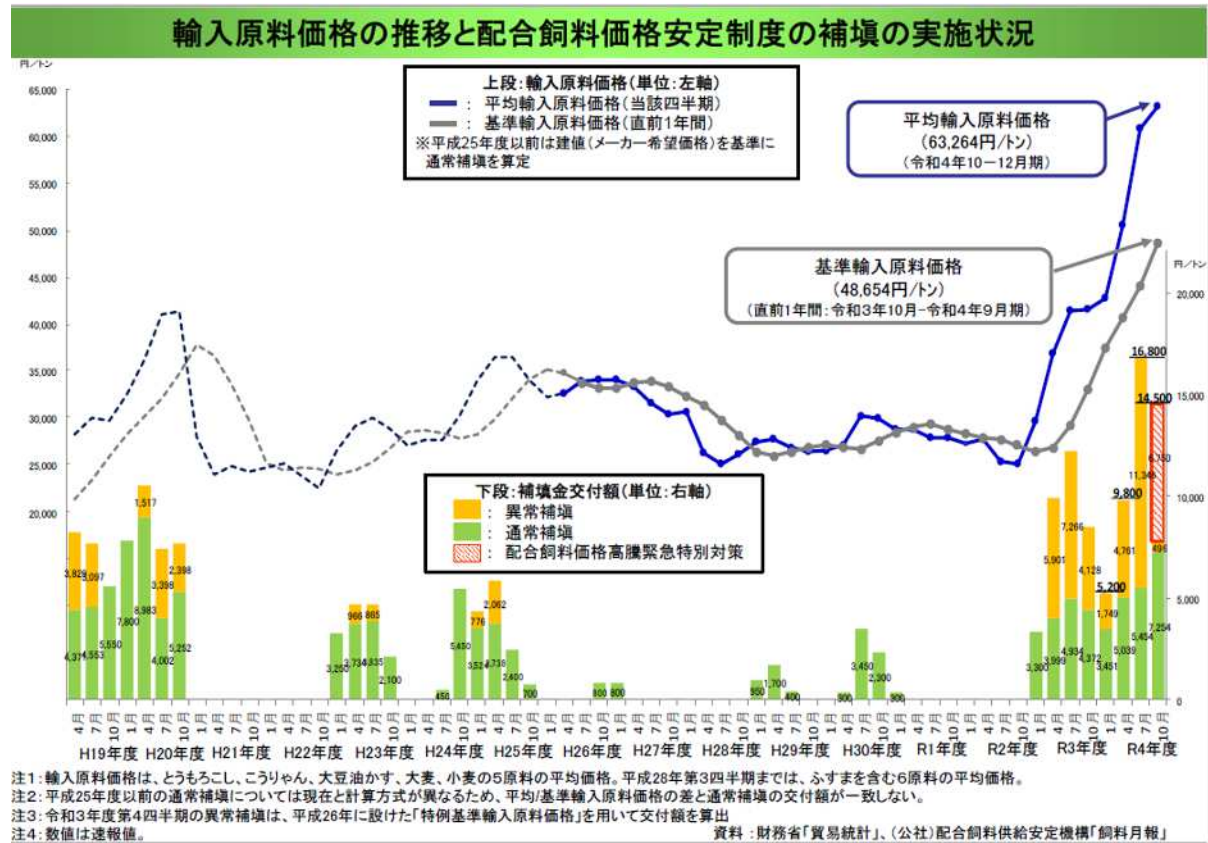
世界的な原油・原材料高により、近年、海上輸送費の上昇や世界的な穀物需要の増加、円安の進行等により肥料、飼料、資機材、燃料などの価格の上昇が続いており、農家及び畜産農家（以下「農家等」という。）の経営は、非常に厳しい状況にあります。

国においては、『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』などの支援を実施しているところですが、物価高騰が継続している状況下においては、継続的な支援による経営の安定化を図ることが必要です。

また、国による価格高騰対策事業は、生産コスト削減等に取り組む農家等に対して補填金を交付する制度設計となっていることから、緊急的な支援を必要としている農家等には活用しづらく、また、取り組む余力がない農家等は支援が受けられず、経営状況がより厳しくなります。

このため、農家等への支援を継続して実施するとともに、制度構築に当たっては、活用しやすい仕組みとすることや、「配合飼料価格安定制度」についても、長期間価格が継続して上昇又は高止まりする状況下において、継続的に十分な補填が受けられる制度への見直し、牧草に関しての同様の価格安定制度の構築を図ることを要望します。

参考



【市内畜産農家の件数(令和4年度)】(全31件)

種別	件数	飼育頭数
酪農・育成(牛)	18件	650頭
養豚	1件	500頭
養鶏	11件	26万2千羽
ダチョウ	1件	10羽

【提案・要望の担当】 環境経済局農政課長 高野 弘明 042-769-9233

提案・要望事項

認定新規就農者の定着を図るため、経営開始資金の交付期間を現状の3年間から、当該認定新規就農者が作成する青年等就農計画の計画期間（5年間）と同等の期間に延長すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和4年度の制度見直しにより、新たに経営を開始する認定新規就農者に対する資金（150万円/年）の交付期間が5年から3年に変更された。また、経営初期の機械・施設等の導入に対する支援策である「経営発展支援事業」（補助対象事業費上限1,000万円）が創設された。

本市の状況

- ・近年、認定新規就農者の人数は増加傾向にあるものの、新規就農後の定着を図っていくためには、経営開始後一定期間の支援が必要である。

課題

- ・青年等就農計画の3年目終了時点では、経営発展の途上であり、安定的な経営に至っていない者が見受けられる。
- ・本市を含む都市部では、小規模な農地で生産している農業者が多く、経営発展支援事業が想定するような大規模な機械・施設等導入を経営初期に行う認定新規就農者は少ない。
- ・認定新規就農者が営農困難に陥らないよう支援が必要である。

提案・要望の説明

本市の農業を取り巻く環境については、農業従事者の高齢化や担い手不足、有害鳥獣による農産物被害に伴う農業者の営農意欲の減退などにより、経営耕地面積が縮小し、農地の荒廃化が進むなど、大変厳しい状況にあります。そのため、これからの農業を支えていく新たな担い手の確保・育成が重要であり、青年等の就農を促進し、定着を図るためには、経営初期からの継続的な支援により経営の安定化を図ることが必要です。

本市においては、小規模な農地が多く規模拡大が容易ではない地理的状況から、就農後すぐに農業所得を向上させることは困難です。認定新規就農者についても、経営開始資金を受けながら徐々に経営規模を拡大している者がほとんどであり、経営開始資金の交付終了後にあたる青年等就農計画4年目の段階では、安定的な経営に至っている者は少数です。そのため、認定新規就農者が営農困難に陥らないよう、改めて支援制度の見直しを図ることを要望します。

参 考

新規就農者の状況

地域別・年度別新規就農者数 (H24～)

単位:人

	H24	H25	H26	H27	H28	H29	H30	R元	R2	R3	R4	計
相模原	5	9	5	6	9	4		1		7	5	51
城山		2					1	1		2		6
津久井		2	7	4	1	3	3		2	1		23
相模湖		3		3	2	2	1		1		2	14
藤野	2		1		2	1		1		1		8
計	7	16	13	13	14	10	5	3	3	11	7	102

新規就農者…利用権設定等をして就農している農業者

(R5.2.1現在)

世代別内訳(就農時、H24～)

単位:人

	20代	30代	40代	50代	60代	70代～	計
新規就農者数	12	23	26	11	22	8	102
割合	11.8%	22.5%	25.5%	10.8%	21.6%	7.8%	100%

新規就農者育成総合対策経営開始資金交付対象者

(H24～H28青年就農給付金事業、H29～R3農業次世代人材投資事業経営開始型)

	交付決定時の状況				
	対象者数	20代	30代	40代	備考
H24年度	1件 (2人)	-	2人	-	うち夫婦1組
H25年度	6件 (7人)	1人	3人	3人	うち夫婦1組
H26年度	4件 (5人)	2人	-	3人	うち夫婦1組
H27年度	3件 (4人)	1人	3人	-	うち夫婦1組
H28年度	-	-	-	-	
H29年度	1件 (1人)	-	1人	-	
H30年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R元年度	1件 (1人)	-	1人	-	
R2年度	1件 (1人)	-	-	1人	
R3年度	3件 (4人)	-	1人	3人	うち夫婦1組
R4年度	3件 (3人)	-	2人	1人	
計	24件 (29人)	4人	14人	11人	

相模原地域 10件 (12人)

津久井地域 14件 (17人)

【提案・要望の担当】 環境経済局農政課長 高野 弘明 042-769-9233

1 1 災害時における林道復旧事業関連法令の基準の見直し等

< 林野庁 >

提案・要望事項

林道災害復旧事業を円滑に進めるため、国への被害報告期限を緩和するなど、関係法令の基準等を見直すとともに、報告期限を超えた災害における新たな補助制度等を創設すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」に基づく制度を活用するためには、災害発生から1か月以内に被害確定報告書を提出することを求めている。

本市の状況

- ・小規模災害については森林環境譲与税、及び一般財源を活用して順次、復旧事業を実施しているが、大規模災害については多額の予算を必要とすることから、復旧に時間を要している。

課題

- ・大規模被害については多額の予算を必要とすることから、国費等の特定財源の確保が必要である。
- ・本市が管理している、広大で急峻な森林、林道の被害を限られた期間の中で調査報告等を実施することは困難な状況である。

提案・要望の説明

本市は、首都圏にありながら、豊かな自然環境を保有しており、県内の上水道の約6割を賄う、神奈川県の水がめとして森林の持つ多面的な公益的機能を提供するなど、重要な役割を担っています。

特に、緑区津久井地域は、道志川、串川といった清流や、津久井湖、宮ヶ瀬湖、奥相模湖といった湖を有し、県内最高峰の蛭ヶ岳のほか丹沢山等の高峰に囲まれた、特に豊かな自然を有する地域であり、森林の整備、維持管理等のため、林道が多く所在していますが、令和元年東日本台風では、過去に経験したことのない自然災害により甚大な被害を受けました。

こうした中で、林道災害復旧事業を円滑に進めるためには、国庫補助率が高く、短期間で復旧事業を実施できる「農林水産業施設災害復旧事業費の国庫補助の暫定措置に関する法律」等の活用が必要不可欠ですが、制度の適用を受けるためには、国に対し、災害発生後から1か月以内に被害確定の報告書を提出する必要があります。

しかしながら、本市が管理している、広大で急峻な森林、林道の被害を限られた期間の中で調査報告等を実施することは困難な状況であることや、市独自の林道災害復旧事業を実施することは財政的にも困難であることから、令和元年東日本台風による林道災害復旧事業が遅々として進捗していない状況です。

こうしたことから、林道災害復旧事業を円滑に進めるため、国への報告期限の緩和等関連法令の基準等の見直し、また、報告期限を超えた災害における新たな補助制度等を創設することを要望します。

参 考

令和元年東日本台風被災状況



【提案・要望の担当】 環境経済局森林政策課長 田倉 五己 042-780-5270

1 2 中小企業を対象としたDX化促進のための設備投資に対する財政支援

< 経済産業省 >

提案・要望事項

中小企業のDX化を促進し、市内産業の持続的な発展や強固な産業集積基盤の形成を図るため、ロボットやIoT等の設備投資に対する財政支援を行うこと。

現状と課題

現状

国の状況

- ・地域ぐるみで企業のDXを促進するため、産学官金が参画する支援コミュニティが事業者に補助を行う「中小企業地域経済政策推進事業費補助金」や、中小事業者が実施する生産性向上に資するITツールの導入費用やクラウド利用料などを補助する「IT導入補助金」等の支援策を実施している。

本市の状況

- ・令和3年度と令和4年度には、ポストコロナ時代における自動化や非接触化を図る事業者の支援として、ロボットやAI、IoTを活用した設備投資やシステム構築に係る経費に対する補助事業を実施したほか、先進事例等を紹介する「DX化推進フォーラム」を開催した。
- ・令和5年度は、「DX促進支援事業」として、デジタル人材育成や企業の意識啓発を目指し、ITパスポートの取得講座や市内におけるDX化に取り組む企業の先進事例等を紹介する「DX化推進フォーラム」の開催等に取り組み、補助事業は実施していない。

課題

- ・本市における人材育成や意識啓発が成熟し、中小事業者が具体的に取り組みを始める際に、市や地域の支援団体が事業者に寄り添い取り組むための財政支援メニューが必要になる。
- ・デジタル技術や分析したデータとロボット等との連動による、自動化の推進や生産性の向上等、製造業等の分野で活用可能な設備導入に活用できる支援メニューが不足している。

提案・要望の説明

本市は昭和29年の市制施行以来、工場誘致条例を制定し、積極的な工場誘致に取り組んだ結果、相次いで大企業の進出が始まり、それに付随した関連の中小企業が市内に工場を開設し、工場が集積されてきました。現在においても、ロボットや航空宇宙関連企業をはじめとしたリーディング産業の集積に取り組んでおり、全国でも有数の内陸工業都市として発展してきました。そうした経過から、本市においては中小のものづくり企業が多く存在し、市内の産業を支えています。

ものづくり企業の成長においては、AIやIoT等のデジタル技術とロボットの連携による、業務の効率化や生産性の向上が不可欠であると考えられます。こうしたことから、これまでのITツール導入等に関する財政支援のほか、デジタル技術と連携するロボットの導入等にも活用できる財政支援の構築等に取り組むよう要望します。

参 考

令和3年度、4年度の市補助事業の実施状況

令和3年度 ロボット・AI・IoT活用DX化促進支援補助金

ポストコロナ時代における自動化や非接触化を図る事業者を支援するため、ロボットやAI、IoTを活用した設備投資・システム構築に係る経費の一部を補助した。

対象事業：製造、医療、物流、飲食、サービス業等の現場へロボット・AI・IoTを導入する事業。ただし、相模原市内の中小企業に発注する事業に限る。また、既存の機械装置やシステムに、導入した機器やソフトウェアが連携して機能することで事業計画を達成できる事業に限る。

対象者：相模原市内に事業所を有する事業者

対象経費：機械装置、システム等導入費、委託費、専門家経費等

補助率：中小企業2/3以内、大企業1/2以内

補助金額：最大1,000万円

補助実績：5事業者に対し、約4,600万円を交付

令和4年度 DX化促進支援補助金

令和3年度に引き続き補助事業を実施したが、事業者が実施する内容に応じて補助制度を利用しやすくするため、新たな補助区分を設け、補助金の名称も改称した。

補助区分 チャレンジコース【新設】

対象事業：機械装置、システムの導入のみで事業計画を達成できる事業

補助金額：最大300万円

補助実績：5事業者に対し、約400万円を交付

補助区分 ステップアップコース【既存】

対象事業：既存の機械装置やシステムに、導入した機器やソフトウェアが連携して機能することで事業計画を達成できる事業

補助金額：最大1,000万円

補助実績：4事業者に対し、約2,500万円を交付

その他、補助率や補助対象者は、令和3年度事業と同様

【提案・要望の担当】

環境経済局産業・雇用対策課長

仙波 浩美

042-769-9255

1 3 広域交通ネットワークの強化に向けた道路整備

< 国土交通省 >

提案・要望事項

1. 国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図ること。
2. 圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号及び津久井広域道路の整備について、十分な財政措置を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・平成25年 1月18日 主要渋滞箇所特定結果公表（国道16号鶴野森交差点等）
- ・平成28年～平成31年 国道16号町田立体（本線部・ランプ部）開通
- ・令和 3年 4月13日 原当麻第一踏切道（県道52号）が踏切道改良促進法第3条第1項に基づく「改良すべき踏切道」に指定。

本市の状況

- ・国道16号沿道では、リニア中央新幹線駅の設置や相模総合補給廠の一部返還による橋本駅・相模原駅周辺のまちづくりが進展
- ・県道52号では、災害拠点病院である北里大学病院周辺とJR相模線立体交差箇所です業中
- ・津久井広域道路については、市道沼荒久根小屋金原から県道513号までの約1.0kmの区間及び西橋本一丁目交差点において事業中

課題

- ・国道16号及び県道52号では主要渋滞箇所が多数存在し、慢性的に渋滞が発生している。
- ・道路交通渋滞は、時間的・経済的損失を引き起こすとともに、都市活動や生活環境に悪影響をもたらす。
- ・橋本駅・相模原駅周辺やインターチェンジ周辺のまちづくりを行う上で、国道16号の機能強化やインターチェンジアクセス道路の整備における広域交通ネットワークの強化は必要不可欠である。

提案・要望の説明

1 一般国道（指定区間）の機能強化

国道16号は、「東京環状」とも呼ばれ、横浜市、相模原市、八王子市、さいたま市、千葉市など主要な都市を結ぶ重要な道路ですが、本市内においては主要渋滞箇所が多数存在しております。圏央道の完成に伴い、交通量は減少傾向にありましたが、八王子バイパスの無料化や町田立体の開通により、再び増加傾向となっております。また、国道16号に近接する橋本駅周辺のまちづくりにおいても交通渋滞が課題となっております。

このことから、本市の骨格を形成する広域幹線道路網の機能を十分発揮し、社会的役割を効率的に担うため、国道16号の効果的な渋滞対策の実施など、一般国道（指定区間）の機能強化を早期に図るよう要望します。

2 インターチェンジへのアクセス道路の整備推進

本市では、圏央道インターチェンジへのアクセス道路である県道52号(相模原愛川 IC 接続)や津久井広域道路(相模原 IC 接続)の整備を進めております。

県道52号や津久井広域道路の整備を行うことにより、圏央道へのアクセス性の向上による民間企業の投資を促進するなど、圏央道のストック効果の更なる向上が期待されます。

これらの事業については、社会資本整備総合交付金及び踏切道改良計画事業補助において支援をいただいておりますが、早期完了に向けて事業を推進していくためには、国による力強い支援が不可欠であることから、財政支援の充実を要望します。

参 考



【提案・要望の担当】

都市建設局土木部道路計画課長

都市建設局土木部道路整備課長

都市建設局リニア駅周辺まちづくり部リニア駅周辺まちづくり課長

井上 隆 042-769-8373

中村 陽 042-769-8360

高木 理史 042-707-7047

1 4 広域交流拠点の形成に向けた財政的支援等の拡充

< 国土交通省 >

提案・要望事項

1. 橋本駅周辺整備推進事業について

土地区画整理事業及び周辺の街路整備事業について、十分な予算措置を講ずること。

2. 相模原駅周辺まちづくり事業について

相模原駅周辺地域について、今後、まちづくりを進めていく上で、都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良なども想定されることから、具体化にあたっては国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を行うこと。

3. 小田急多摩線の延伸について

都市鉄道等利便増進法の事業スキームにおける黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を講ずること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・現在建設中のリニア中央新幹線については、その開業によって、三大都市圏が約1時間で結ばれ、世界からヒト、モノ、カネ、情報を引きつけ、世界を先導するスーパー・メガリージョンが形成されることが期待されている。

本市の状況

- ・リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）が設置される橋本駅周辺地区と、相模総合補給廠の一部返還地等の早期利用や小田急多摩線の延伸に取り組む相模原駅周辺地区を一体的な広域交流拠点とするまちづくりを進めている。

課題

- ・橋本駅南口の交通広場及び圏央道相模原 IC 方面から橋本駅周辺へのアクセス強化が必要となっている。
- ・相模原駅周辺については、JR 横浜線や相模総合補給廠により、周辺地域一帯が南北間で分断していることから、周辺道路にて渋滞が発生しやすい状況となっている。
- ・小田急多摩線の延伸については、建設費の精査や需要の創出など、収支採算性の確保に向けた取組が必要となっている。

提案・要望の説明

本市では、リニア中央新幹線神奈川県駅（仮称）の設置、相模総合補給廠一部返還地の活用、小田急多摩線の延伸など、様々な大規模プロジェクトが進行中であり、こうした大きなポテンシ

ヤルを生かすため、橋本・相模原両駅周辺を一体的な「広域交流拠点」として、首都圏南西部全体の成長の源泉となる「さがみはら新都心」の形成に向けて50年、100年先を見据えたまちづくりを進めております。

リニア中央新幹線神奈川県駅(仮称)が設置される橋本駅周辺地区では県立相原高校跡地を中心としたまちづくりに向けた取組を進めており、相模原駅周辺では、相模総合補給廠の一部返還地のまちづくりとあわせて、小田急多摩線の延伸に向けた取組を行っています。

両駅周辺を一体とするまちづくりは、多様な交流を生み出すものであり、国がとりまとめたスーパー・メガリージョン構想の実現に資するものです。今後、まちづくりを進めていく上で、土地区画整理事業や街路整備事業といった都市基盤整備や既存在来線鉄道駅の改良などを進めていくことから、事業の確実な推進には、国による力強い支援が必要不可欠であり、国の公共事業関係費枠の優先配分による財政的な支援を要望するものです。

あわせて、小田急多摩線の延伸は首都圏南西部の交通ネットワークの充実や利便性の高い公共交通網の構築を図る上で重要な役割を担うものであり、相模原駅周辺地区のまちづくりにとって、都心とのアクセス利便性の向上を図る同線の延伸は必要不可欠な取組です。

延伸にあたっては事業スキームとして「都市鉄道等利便増進法」に基づく補助制度の活用を想定しておりますが、黒字転換年数の緩和や補助財源の確保など、延伸の実現に繋がる支援を要望するものです。

参 考



【提案・要望の担当】

都市建設局リニア駅周辺まちづくり部リニア駅周辺まちづくり課長	高木 理史	042-707-7047
都市建設局リニア駅周辺まちづくり部相模原駅周辺まちづくり課長	小川 裕一	042-707-7026
都市建設局まちづくり推進部交通政策課長	歌田 平	042-769-1395

15 都市基盤の長寿命化、災害対策の推進に向けた財政支援等

< 国土交通省 >

提案・要望事項

道路や下水道などの計画的な予防保全型の維持管理の推進や災害対策に必要な財源について、令和2年に「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」として予算措置されたが、現対策終了後も中長期的かつ明確な見通しの下、国土強靱化の取組に対する継続的・安定的な財政支援を行うとともに、技術的支援についても充実させること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和2年 4月 1日 道路・下水道分野における個別補助制度の創設
- ・令和2年12月11日 「防災・減災、国土強靱化のための5か年加速化対策」が閣議決定

本市の状況

- ・(共通) 国では土木施設の点検診断を中心に研修を拡充してきたが、修繕などに係る研修は十分ではない。
- ・(道路) 橋りょう等の大型の道路構造物については、今後修繕工事が増えることが予想される。また道路災害防除事業については、要対策箇所が約240箇所ある。
- ・(下水道) 本市の下水道管整備総延長約2,900km(汚水管は約70パーセント)のうち、標準耐用年数である50年を超えるのは令和3年度末時点で約3パーセントだが、10年後には全体の15パーセント、20年後には50パーセントである。

課題

- ・(共通) 適切な維持管理には継続的に多大な財源確保が必要になる上、専門人材の不足や点検・工事手法の更なる効率化・省人化が課題となっており、現状のままでは次世代への良好な土木施設の継承が困難な状況になる。
- ・(道路) 道路災害防除事業を推進する上で、事業規模及び事業費が膨大になることから、人員・財源等の確保が課題となっている。
- ・(下水道) 下水道管の中長期的な状態を予測しながら、計画的かつ効率的に改築更新を行っていく必要があり、関連する点検調査費用の増大に係る費用を含め財源確保が課題となっている。

提案・要望の説明

本市では、道路・橋りょう、下水道等の都市基盤について、長寿命化計画や耐震化計画を策定し、維持管理に係る費用の平準化、適正な管理に努めているところです。都市基盤の老朽化は、今後さらに進むため、計画的な予防保全型の維持管理がますます求められ、財源確保が必須条件となります。

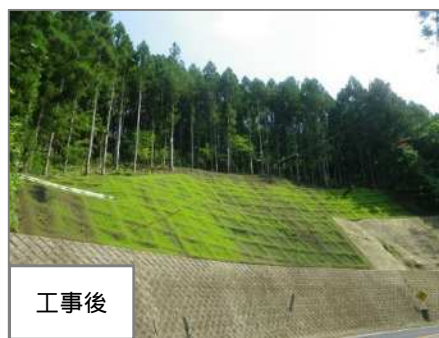
また本市は令和元年東日本台風に伴う土砂災害等からの早期復旧・復興に向けて尽力しているところですが、市民生活の安全・安心を守るためには未然防止の取組が肝要であり、災害防除事業などを計画的に実施していく必要があります。

これらの事業においては、防災・安全交付金や道路メンテナンス事業補助・浸水対策下水道事業補助等により支援をしていただいておりますが、将来にわたり市民生活の安全・安心が確保できるよう、公共事業関係費枠(防災・安全交付金等含む。)の増額及び安定的な財政的支援の充実を要望します。

また、予防保全型の維持管理を効率的に推進するためには、人材育成や新技術の開発が必要であり、国においては研修等を実施していただいておりますが、より多くの職員が受講できるよう、Web を活用した講座を増やすなど、研修をさらに充実させるとともに、新たな点検・工事手法を開発するなどの技術的支援を要望します。

参 考

災害防除工事・橋りょう点検の様子



下水道管きょ耐震化工事の様子



【提案・要望の担当】

都市建設局土木部路政課長

大貫 勝

042-769-8359

都市建設局土木部下水道経営課長

齋藤 みゆき

042-707-1840

16 緊急浚渫推進事業債の継続

< 国土交通省・総務省 >

提案・要望事項

令和6年度までとされている緊急浚渫推進事業債について、令和7年度以降も引き続き制度を継続すること。

現状と課題

現状

国の状況

- ・令和元年東日本台風の浸水被害を踏まえ、令和2年度から新たに緊急浚渫推進事業債が創設された。
- ・当該制度は令和2年度から令和6年度までの時限措置となっている。

本市の状況

- ・当該制度を活用し、準用河川において河道内の土砂堆積率（阻害率）に応じた優先順位付けを行い、限られた期間の中で河川断面の阻害率が高い箇所を重点的に土砂等の撤去を実施してきた。
- ・本取組は、水害対策につながる一定の効果が出ており、重要な事前防災対策の一つとなっている。

課題

- ・今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、今後についても事業未実施箇所の河道内の堆積土砂（樹木繁茂）対策を計画的に実施することで、河川を安全で良好な状態に保てるが、膨大な費用を要する。

緊急浚渫推進事業債を令和7年度以降も活用し、継続的に実施する必要がある。

提案・要望の説明

昨今の相次ぐ河川氾濫などを踏まえ、地方自治体が緊急かつ集中的に浚渫事業に取り組み、危険箇所を解消できるよう、令和2年度に緊急浚渫推進事業債が創設され、事業期間が5箇年の令和6年度までとなっており、限られた期間の中で河川断面の阻害率が高い箇所を重点的に実施し、一定の効果を上げているところです。

しかし、今後の気候変動に伴う豪雨の頻発化・激甚化を見据えると、河川を安全で良好な状態に保つことは重要な事前防災の一つであることから、当初5箇年の緊急的に実施する必要がある箇所以外の土砂堆積の多い維持管理上重要な区間についても堆積土砂（樹木繁茂）対策が必要であるため、令和7年度以降も緊急浚渫推進事業債の継続を要望します。

通常要望

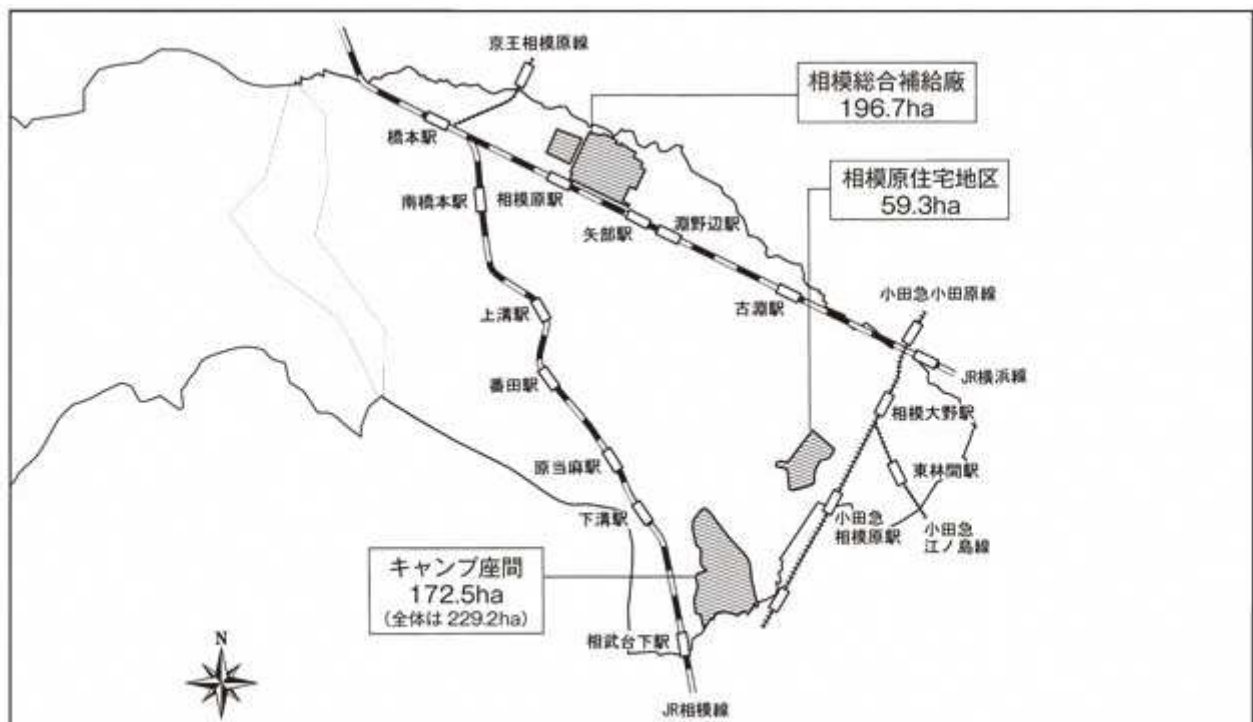
17 米軍基地の早期返還等

防衛省、外務省、財務省

【提案・要望事項】

- 1 本市に所在する米軍基地（相模総合補給廠、キャンプ座間、相模原住宅地区）について、早期に返還を実現すること。
- 2 返還財産の地元への処分にあたっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずること。

市内米軍基地位置図



【提案・要望の説明】

1 基地の早期返還の促進

本市に所在する米軍基地は、市民生活やまちづくりにとって大きな障害となっていることから、早期の返還について要望します。

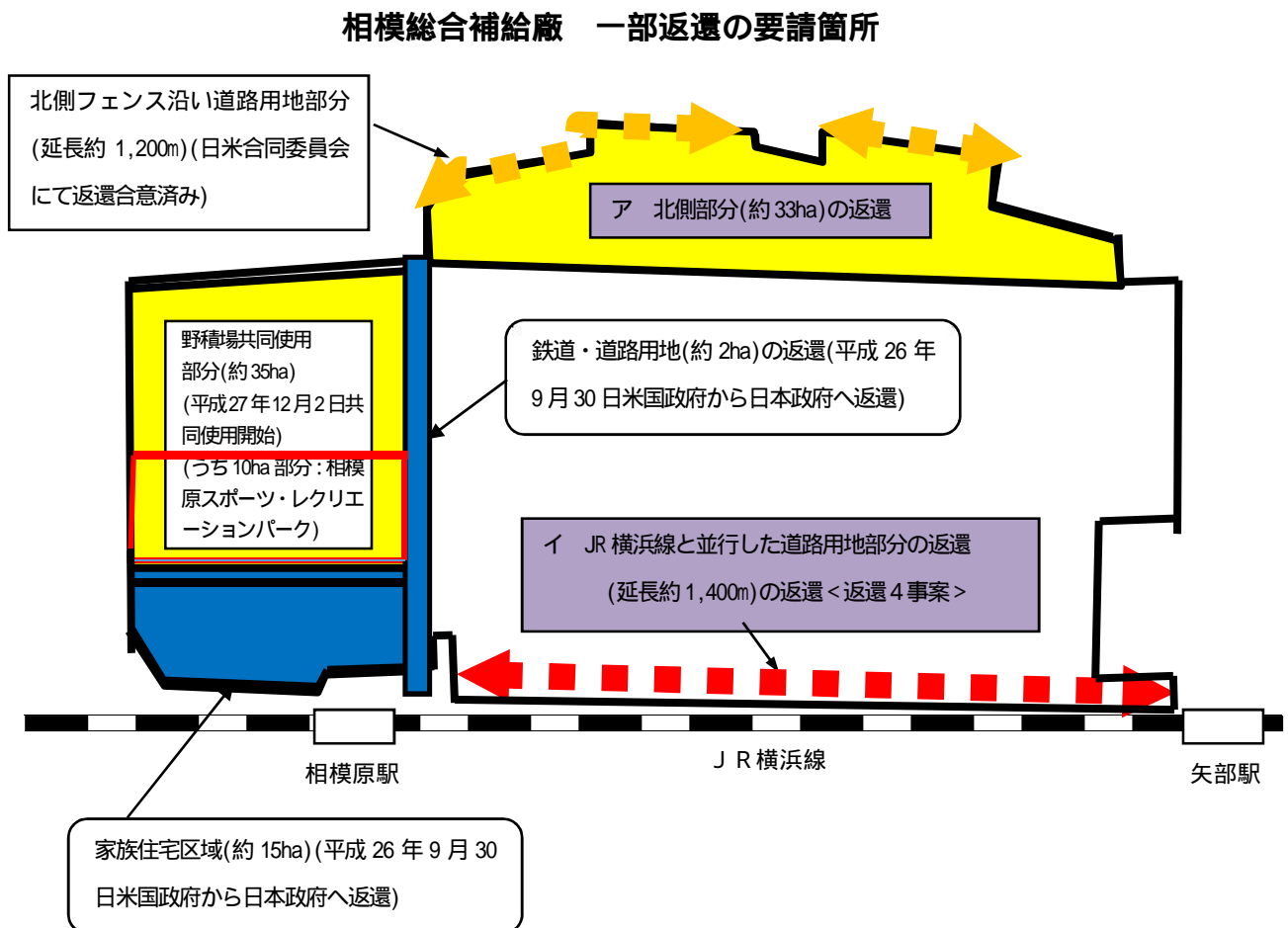
特に平成18年4月に行われた市長と防衛庁長官との会談において、日米合同委員会の枠組みを活用して返還に向けた協議を進める旨を合意した「返還4事案」(相模総合補給廠のJR横浜線と並行した道路用地、相模原住宅地区のウォーターフィルタープラント(浄水場)区域、同地区東側外周部分道路用地及びキャンプ座間のゴルフ場周辺外周道路)について、早急に返還が実現するよう要望します。

また、基地に関わる情報については、適切に提供するとともに、基地の機能強化や恒久化につながる施設建設や運用の変更は行わないよう併せて要望します。

(1) 相模総合補給廠の一部返還

ア 北側部分(約33ha)の返還

イ JR横浜線と並行した道路用地部分(延長約1,400m:返還4事案)の返還



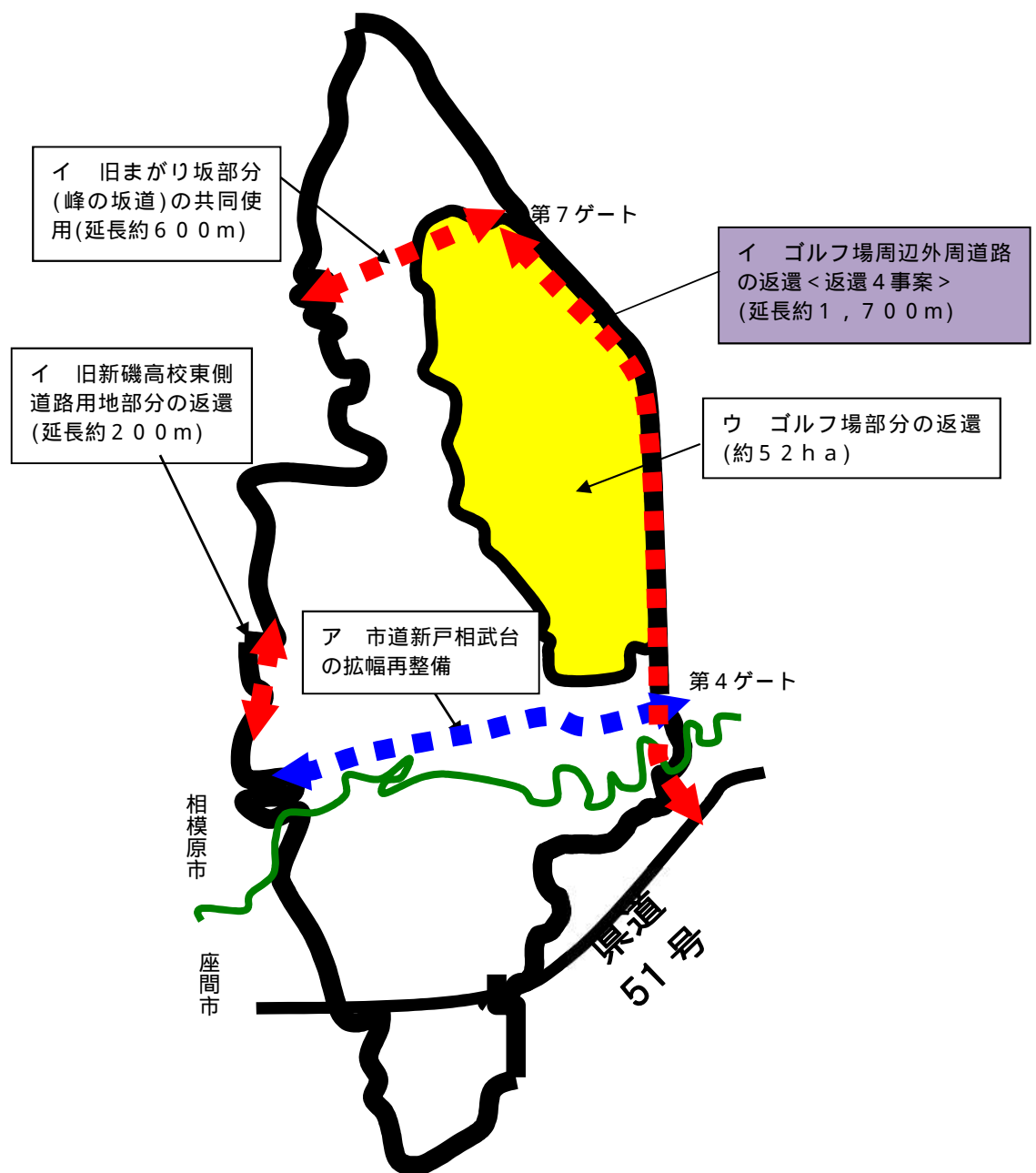
(2) キャンプ座間の一部返還等

ア 市道新戸相武台の拡幅再整備の円滑な進捗に必要な配慮

イ 住民の利便性の向上を目的とした道路の整備のため、第7ゲートから県道51号へ通じる部分(ゴルフ場周辺外周道路部分、延長約1,700m:返還4事案)や旧まがり坂部分(延長約600m)、旧新磯高校東側道路用地部分(延長約200m)の返還等

ウ 市民の憩いの場及び防災空間として活用するため、ゴルフ場部分(約52ha)の返還

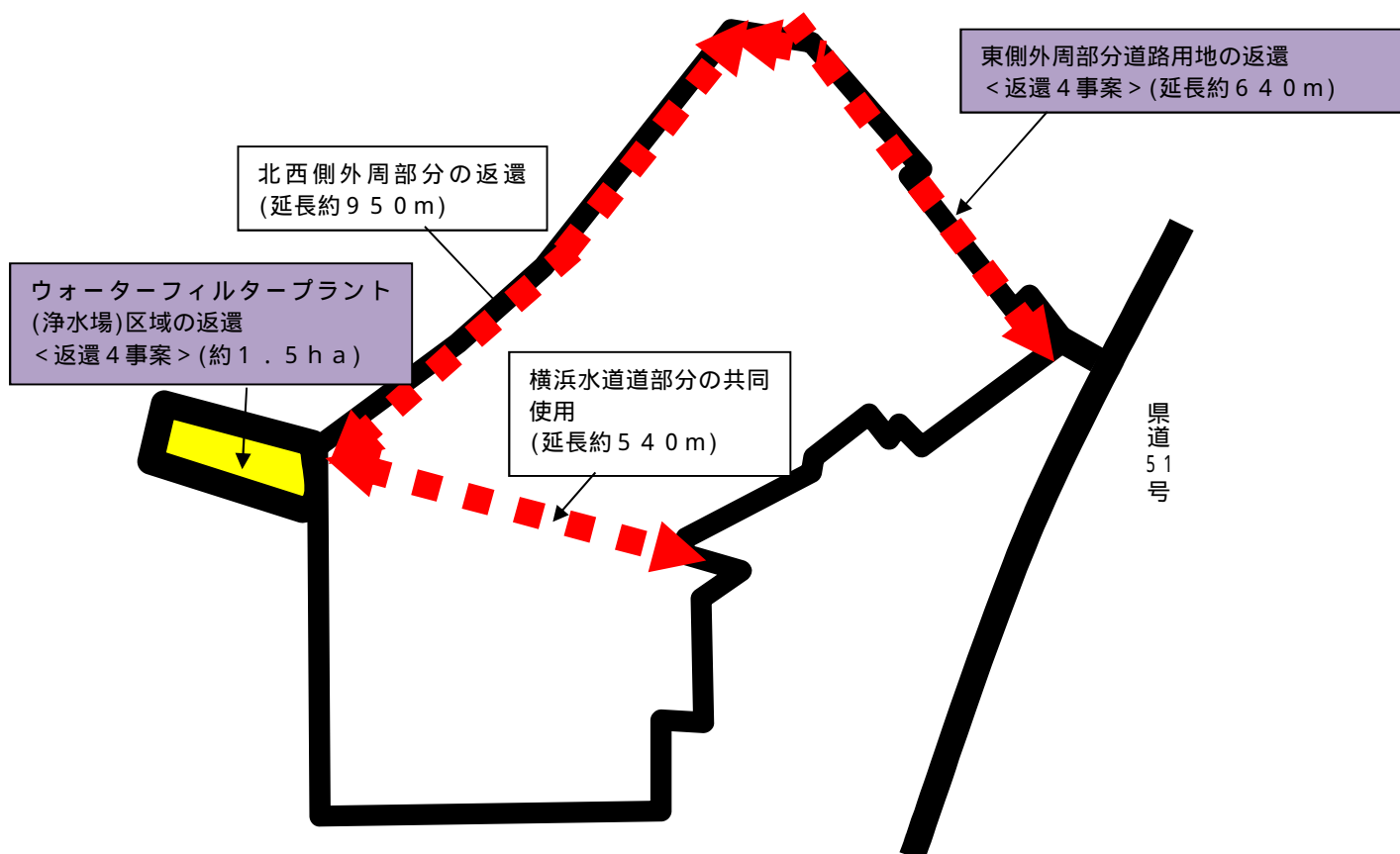
キャンプ座間 一部返還等の要請箇所



(3) 相模原住宅地区の一部返還等

地域住民の生活環境向上のため、ウォーターフィルタープラント(浄水場)区域(約1.5ha:返還4事案)、東側外周部分道路用地(延長約640m:返還4事案)及び北西側外周部分(延長約950m)の返還並びに横浜水道道部分(延長約540m)の共同使用

相模原住宅地区 一部返還等の要請箇所



2 返還財産の処分条件等の見直し

返還財産については、原則として有償での処分となっております。その一方で、旧軍港市におきましては、旧軍港市転換法により原則として無償とされており、同じ米軍基地を抱える自治体として明らかに不公平であると考えます。

また、基地が所在することにより、本市は長い間様々な負担や影響を受けてきました。こうした中、平成26年9月、悲願でありました相模総合補給廠の家族住宅区域(約15ha)及び鉄道・道路用地(約2ha)が返還されました。基地返還跡地(留保地を含む。)は次代に引き継ぐ貴重な財産であり、市民本位で公共・公益的に利用されるべきものであると考えます。

こうしたことから、返還財産の地元への処分に当たっては、無償譲渡等の優遇措置を講ずるよう要望します。

【提案・要望の担当】 市長公室基地対策課長 角田 仁 042-769-8207

18 米軍基地負担に対する財政支援の拡充等

防衛省、総務省

【提案・要望事項】

- 1 基地交付金について、対象資産に応じた固定資産税相当額を交付すること。また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんすること。
- 2 民生安定助成事業の採択基準を緩和すること。再編交付金終了に伴い、新たな財政措置の創設も含め、地元負担の軽減を図ること。また、本市を厚木飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定すること。

【提案・要望の説明】

1 基地交付金等の拡充

本市に所在する3箇所の米軍基地は、計画的なまちづくりに支障を来すとともに、市財政に著しい影響を及ぼしています。基地交付金等が固定資産税の代替的な財政補給金として交付されている趣旨に鑑み、対象資産に応じた固定資産税相当額が交付されるよう、また、調整交付金については、日米地位協定の実施に伴う地方税の非課税措置等による本市の損失を全額補てんされるよう要望します。

2 防衛施設周辺整備対策

(1) 民生安定助成事業の採択基準の緩和

基地による周辺住民への影響を軽減するため、民生安定助成事業の補助対象事業の採択基準について、緩和を図るよう要望します。

(2) 再編交付金終了に伴う地元負担の軽減

再編交付金について、平成28年度で交付が終了しましたが、終了後も基地周辺住民にとって何ら負担は変わらないので、新たな財政支援の創設も含め、地元負担の軽減を図るよう要望します。

(3) 特定防衛施設周辺整備調整交付金について

本市は、厚木飛行場を離着陸する米軍機により、多くの市民が騒音被害を受け、事故発生への不安にもさいなまれており、厚木飛行場の特定防衛施設関係市町村となっている他市と同じ状況であることから、同飛行場の特定防衛施設関連市町村に指定し、特定防衛施設周辺整備調整交付金の交付対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】 市長公室基地対策課長 角田 仁 042-769-8207

【提案・要望事項】

- 1 基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査結果を迅速に公表するとともに、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を認めること。
- 2 米軍機による部品落下などの事故が発生した場合、その原因を早期に解明し公表するとともに、実効性ある対策を講じ、再発防止に努めること。
- 3 騒音被害の抜本的な解決に向けた対策を講ずること。
- 4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボールの飛び出しについて、抜本的な対策を講じること。

【提案・要望の説明】

1 基地の環境・安全対策

基地内及び基地周辺の生活環境の保全及び安全確保のため、米軍に対しても生活環境の保全に関する国内法令や条例を適用することや、基地の保管物資等に関する情報を可能な限り公表し、万一、環境問題や事故が発生した場合は、速やかに原因を究明し、調査の過程で得られた情報、調査結果を迅速に公表するよう要望します。また、原因調査を目的とする地元自治体の基地内立入り等を実現するよう要望します。

また、基地の返還や共同使用に当たっては、あらかじめ環境調査等を実施し、必要があれば国の責任において環境浄化等の適切な措置を講じてから返還するよう要望します。

2 事件事故の防止策

米軍機による部品落下など事故が多発していることから、機体・機器類の整備点検等の確実な実施、整備・操縦に係る教育の徹底など万全の措置を講じるよう要望します。また、万一事故等が発生した場合にはその原因を早期に解明し公表するとともに、安全対策が講じられるまでは事故機と同機種 of 飛行中止や、真に実効性ある対策を講じ、再発防止に努めるよう要望します。

3 抜本的な騒音対策

(1) 市内所在のキャンプ座間や相模総合補給廠において、ヘリコプターによる訓練飛行が頻繁に行われ、周辺住民に騒音や振動被害が発生していることから、住宅密集地上空での訓練を禁止するよう要望します。

特に、厚木基地や横田基地など他の基地に所属するヘリコプターの訓練飛行を自粛するとともに、国の責任で代替訓練施設を米軍へ提供するなど、米軍ヘリによる騒音問題等の抜本的解決を図るよう要望します。

(2) 厚木基地の米空母艦載機については、平成30年3月に固定翼機部隊の岩国基地への移駐が完了しましたが、移駐後もジェット戦闘機の飛来が見られ、一定の騒音が

発生していることから、基地の運用に係る情報について適時に提供するとともに、騒音対策については適切な措置を講じるよう要望します。また、空母艦載機の着陸訓練のため硫黄島が暫定的訓練施設となっておりますが、その後も厚木基地が硫黄島の予備飛行場として運用されていることから、恒常的訓練施設を早期に整備するよう要望します。

(3) 住宅防音工事助成制度は、各々の告示日以前に建設された住宅が対象とされていますが、建築年次にかかわらず、区域内の全ての住宅、特に、昭和59年告示及び昭和61年告示区域内に存する平成18年告示日以前に建設された「告示後住宅」を助成対象とするよう要望します。

また、住宅防音工事希望届を提出してから工事着手に至るまで長期間を要していることから、市民の立場に立った対応を行っていただくよう要望します。

4 キャンプ座間ゴルフ場からのゴルフボール飛び出しへの対応

キャンプ座間ゴルフ場からゴルフボールが飛び出したと考えられる事例が多発していることから、米軍に対し、再発防止の徹底を求めるとともに、弾道シミュレーション調査結果を踏まえた効果的な対策など、抜本的な対策を講じるよう要望します。

【提案・要望の担当】	市長公室基地対策課長	角田 仁	042-769-8207
------------	------------	------	--------------

20 地方分権改革の推進

内閣府、総務省

【提案・要望事項】

- 1 国による義務付け・枠付けについて、早期の廃止を基本とした更なる見直しを行うとともに、「提案募集方式」による地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むこと。
- 2 基礎自治体優先の原則の下、住民がより良い行政サービスを受けられるよう、指定都市への事務・権限及び税財源の移譲を積極的に進めるとともに、「特別市」の法制化に向け議論を加速させ、地域の特性に応じた多様な大都市制度を早期に実現すること。

【提案・要望の説明】

1 更なる義務付け・枠付けの見直しと「提案募集方式」による改革の推進
国においては、これまでも累次の地方分権一括法の制定や「提案募集方式」により、事務・権限の移譲や義務付け・枠付けの見直しなどに取り組んでいますが、地方分権改革はいまだ道半ばであり、更なる取組が必要です。

義務付け・枠付けについては、地方の意見を十分踏まえ、早期の廃止を基本とした更なる見直しを徹底して行うとともに、一括法等による「枠付け」の見直しに当たっては、省令で「従うべき基準」を設定するなど、実質的に「枠付け」を存続することがないよう、既に設定された基準を廃止することも含めて取り組むよう要望します。

「提案募集方式」については、地方から寄せられた提案のうち1割以上が検討対象外等とされているほか、関係府省と調整を行った提案の中には、提案どおりの対応になっていないものや、引き続き検討するとされたまま進捗が見られない提案も多く含まれています。国においては、地方分権改革を着実に推進するという「提案募集方式」の趣旨を踏まえ、地方からの提案を最大限実現する方向で積極的に取り組むよう要望します。

2 指定都市への事務・権限及び税財源の移譲推進と多様な大都市制度の早期実現

現行の指定都市制度は、65年以上前に、暫定的に導入されたものであり、人口減少や少子・高齢化、社会資本の老朽化、大規模災害や感染症の発生、デジタル化の進展などによる課題や、圏域全体の活性化・発展の牽引役、さらには日本の成長のエンジンとして指定都市が求められる役割に十分に対応できる制度にはなってはいません。

こうしたことから、指定都市への事務・権限と税財源の移譲を積極的に進めるとともに、大都市制度の議論を加速させ、「特別市」の法制化による多様な大都市制度の早期実現を図り、住民の意思を踏まえて地方自治体が地域の実情に応じた大都市制度を選択できるように要望します。

【提案・要望の担当】 市長公室広域行政課長 植村 哲哉 042-769-8248

2 1 個人情報保護制度の見直しに伴う対応等

個人情報保護委員会

【提案・要望事項】

改正された個人情報保護法が施行されたが、事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、法改正前の地方公共団体における運用についても参考にした基準を示すとともに、安全管理に係る専門家の知見を柔軟に取り入れられるように地方公共団体の裁量権を最大限認める内容に、法律施行令やガイドラインを改正すること。

【提案・要望の説明】

デジタル社会の形成を図るための関係法律の整備に関する法律により、改正された個人情報の保護に関する法律のうち地方公共団体に係る部分が、令和5年4月から施行され、適用されているところですが、保有個人情報の目的外利用や提供における事例に応じた判断基準が具体的に示されていないことから、個人情報保護制度の運用に支障となっております。

こうしたことから、法改正前の地方公共団体における運用などを参酌した上で、早期に制度運用する上での判断基準を具体的に示していただくよう要望します。

また、個人情報の安全管理を適切に行うためには、これを取り扱うシステム等に関する技術の発展がめざましい状況では、安全管理についての豊かな知見を有する専門家の意見は不可欠であり、地方公共団体がかかる意見を柔軟に取り入れることができる裁量権を最大限認めるとともに、法律の趣旨・目的に反しない限り、法律施行令やガイドラインについては、地方公共団体のかかる実情を踏まえた内容に改正するよう要望します。

【提案・要望の担当】 総務局情報公開・文書管理課長 富樫 晃 042-769-8331

2 2 地方交付税制度の見直し

総務省

【提案・要望事項】

- 1 地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込み、必要額を確保すること。また、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう、地方交付税額の予見可能性を確保すること。
- 2 地方財源の不足への対応については、地方交付税の法定率の引上げによって対応し、臨時財政対策債の廃止も含めて見直しを行うこと。

【提案・要望の説明】

1 地方交付税の必要額の確保

地方の財政需要や地方税等の収入を的確に見込むとともに、地方公共団体の予算編成に支障が生じないよう具体的な算定方法や算定基準を早期に明示し、地方公共団体における地方交付税額の予見可能性が確保されるよう要望します。

2 臨時財政対策債の廃止を含めた見直し

国の財源不足額を補填するため、地方が発行する仕組みとなっている臨時財政対策債は、平成13年度に導入されて以降、期間の延長が続き、地方財政計画において令和7年度まで延長されることとなっております。

臨時財政対策債の発行可能額は、本来であれば地方交付税として交付されるべきものですが、臨時財政対策債は実態として赤字地方債であり、その元利償還金が翌年度以降の地方交付税で措置されるとしても、地方債に依存した財政措置は負担の先送りであり、元利償還時の財政の硬直化を招くこととなります。

こうしたことから、地方財源の不足については、地方交付税の法定率引上げによって対応されるよう要望します。

【提案・要望の担当】 財政局財政課長 沖本 健二 042-769-8216

2 3 公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置の撤廃及び対象事業の拡大

総務省

【提案・要望事項】

公共施設等適正管理推進事業債に係る時限措置を撤廃するとともに、対象事業を拡大すること。

【提案・要望の説明】

本市では、昭和29年の市政施行以降、高度経済成長を背景に急速に都市化が進み、昭和40年代から50年代前半には、全国でもまれに見る人口急増を経験し、道路や下水道などの都市基盤の整備とともに、小・中学校などの施設整備に追われました。

その後もその時々のニーズに沿って体育館やホール、公民館など多様な施設を整備してきました。

これらの公共施設等の多くが近い将来一斉に更新時期を迎えるに当たり、総合的かつ長期的な視点に立って公共施設等の適正化や維持管理、更新等に取り組んでいくには、多額の費用が見込まれることから、令和8年度までに延長された公共施設等適正管理推進事業債の時限措置を撤廃及び公共施設に限定されている起債対象施設について、公用施設も対象となるよう対象事業の拡大を要望します。

【提案・要望の担当】 財政局財政課長 沖本 健二 042-769-8216

24 マイナンバーカード普及促進に係る財政支援の拡充

総務省

【提案・要望事項】

マイナンバーカードの普及が進むことによる市区町村窓口の事務量増大に対する将来にわたった固定的な財政支援を構築すること。

【提案・要望の説明】

令和4年度中にほぼ全国民に行き渡ることを目指した、国によるマイナンバーカードの普及・用途促進は、令和5年度も継続し進められ、交付窓口である市区町村へ財源措置が講じられています。

本市におきましてもマイナンバーカードの普及促進や交付申請件数の増加に対応するため、端末や人員の増加等体制整備に取り組んでいるところでありますが、普及が進むことで市区町村窓口でのカード更新手続等の事務量が増大し、その対応として窓口等の機材賃借や人員の確保などは継続しなければなりません。

こうしたことから、マイナンバーカードが全国民に行き渡った後においてもカードの交付・更新等に関する体制整備の維持に対して、固定的な財政支援の構築を要望します。

【提案・要望の担当】 市民局区政推進課マイナンバーカード普及促進室長

藤田 祥穂 042-769-8309

2 5 高校生等への修学支援の更なる充実

文部科学省

【提案・要望事項】

子どもの貧困対策の観点から、高校生等が安心して学校に通うことができるよう高校生等奨学給付金の給付額について、高等学校等の授業料以外に必要な費用を賄うことができる金額に増額すること。また、高校生等奨学給付金と授業料以外の費用の所要額との差を補うため、地方自治体が地域の状況に応じて実施している給付型奨学金制度に対して、必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

令和元年国民生活基礎調査によれば、全国の子どもの貧困率は、13.5%で、7人に1人が貧困の状況に置かれています。

そのため、国や地方公共団体において、全ての子どもたちが、家庭の経済状況に左右されず、安心して修学できる社会の実現に向けた取組が進められており、授業料については、国の「高等学校等就学支援金」と合わせ、各都道府県で実施している独自の制度により、一定の世帯年収まで私立学校も含め実質的な無償化が行われています。

一方、授業料以外の学校教育費の支援策については、都道府県が国からの補助金を活用して実施している、低所得世帯を対象とした「高校生等奨学給付金」があり、毎年給付額の見直しが行われていますが、依然として保護者の負担が大きい状況にあることから、「子供の学習費調査」に基づく授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額することを要望します。

また、私立高等学校等の通信制に係る授業料及び授業料以外の費用については、「子供の学習費調査」の対象外とされておりますが、適切な支援を行うために必要な情報であることから、スクーリング等の特性を含め、全日制と同様に所要額の把握に努め、公表することを要望します。

本市においては、「高校生等奨学給付金」の不足等を補うため、低所得世帯を対象とした給付型奨学金制度を実施しており、子どもの貧困対策の観点から成績要件を設けることなく、市民税所得割額が非課税の世帯に属する高校生に対し奨学金を給付していますが、継続的に事業を実施するための財源の確保が課題となっていることから、国において授業料以外の学校教育費を賄うことができる額に増額されるまでの間、必要な財政支援を行うよう要望します。

相模原市奨学金（給付型）の概要

奨学金の項目	金額	令和3年度		令和4年度		令和5年度	
		人数	決算額 (千円)	人数	決算見込額 (千円)	人数	予算額 (千円)
入学支度金	高等学校等入学時 20,000円	290	5,800	308	6,160	312	6,240
修学資金	最短修業年数に応じ、 3年間又は4年間 年額100,000円(最大)	824	79,208	818	78,692	821	82,100
合計			85,008		84,852		88,340

【提案・要望の担当】 教育局学務課長 佐藤 洋一 042-769-9262

26 外国人英語指導助手(A L T)の配置に係る財政支援

文部科学省

【提案・要望事項】

外国語教育の充実を図るため、労働者派遣等による外国人英語指導助手(A L T)の配置に係る財政支援を拡充すること。

【提案・要望の説明】

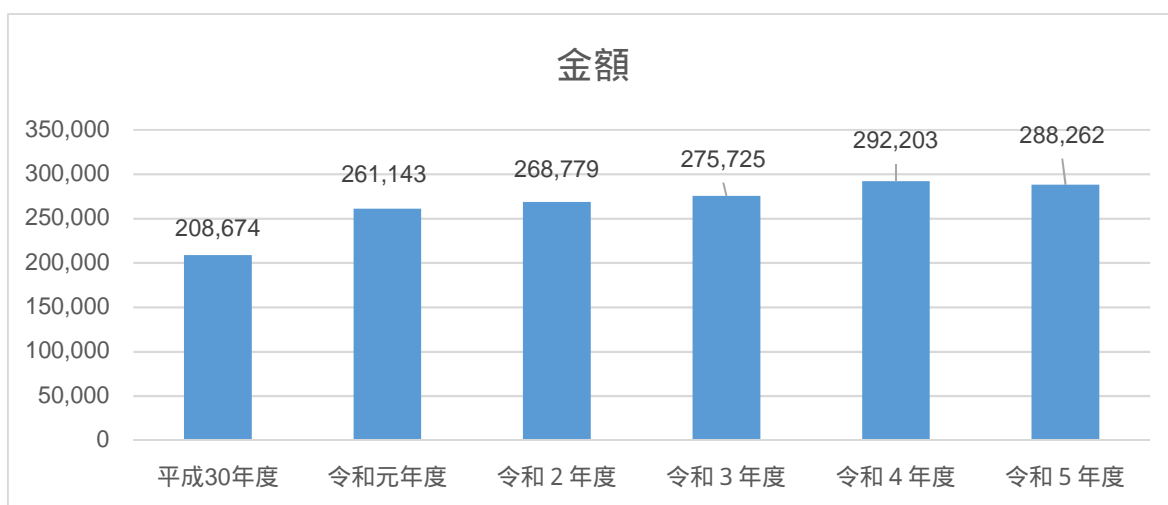
令和2年4月から実施されている「小学校学習指導要領」では、小学校第3・4学年で外国語活動、第5・6学年で外国語科を実施することとされました。また、授業を実施するに当たっては、ネイティブ・スピーカーなどの協力を得る等、指導体制の充実を図ることが示されました。

学習指導要領に基づき、外国語教育に係る授業時間数の増加、指導体制の充実や学習指導内容の高度化を図るためには、ネイティブ・スピーカーである外国人英語指導助手(A L T)の計画的な配置が必要不可欠であることから、優秀で必要十分な人材の確保が求められるところです。

しかしながら、現在、A L Tの配置については、民間事業者からの労働者派遣若しくは業務委託の場合、国からの補助は、小学校英語授業の教員サポートに係る非常勤講師の報酬等、一部経費のみであり、財政面での負担が大きくなっています。

市内小中学校及び義務教育学校にネイティブ・スピーカーであるA L Tを配置し、日々の授業や学校生活を通じて、英語の「聞く・話す」を中心とした英語教育の充実と、児童生徒に対して国際社会の一員として積極的に諸課題の解決に参画しようとする能力等の育成を図るため、実効性のある学習指導が行えるよう、民間事業者からの労働者派遣等による外国人英語指導助手(A L T)の配置に係る財政措置の拡充を要望します。

本市における外国人英語指導助手(A L T)に係る事業費の推移
(単位：千円)



令和2年度については、学校休業による未配置期間が発生したため、当初予算より事業費が減額。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育課 三谷 将史 042-704-8918

27 子どもの健全育成のための体験活動推進事業に係る補助制度の拡充

文部科学省

【提案・要望事項】

「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金」について、更なる体験活動の推進を図るため、「健全育成のための体験活動推進事業」の対象事業を拡充すること。

【提案・要望の説明】

体験活動の推進は、子どもたちの健全育成及び人格形成のために不可欠なものでありますが、都市化、少子化、人間関係の希薄化などが進む中で、子どもたちの成長に欠かせない、多くの人や社会、自然などと触れ合う様々な体験活動（直接体験）の機会が乏しくなっていくことが危惧されています。

また、子どもたち一人一台のタブレットPC環境が整備されたことにより、今後、学校の各種行事は、オンライン化されていくことも予想されますが、遠足・修学旅行・校外学習など、普段の授業とは異なる環境で自然や文化に親しみ、集団生活を体験しながら、人としての在り方や生き方、人間関係の形成の仕方などを学ぶことで、豊かな人間性や社会性の育成につながる行事については、更に必要性が増していくものと考えています。

一方、国においては、児童生徒の健全育成を目的として、「学校・家庭・地域連携協力推進事業費補助金（学校を核とした地域力強化プラン）」の「健全育成のための体験活動推進事業」において、宿泊を伴う体験活動を実施する学校等の取組を支援いただいているところですが、現在の補助対象は、2泊3日以上宿泊体験活動に限られているため、本市のように1泊2日の体験活動で、移動に多大な時間を費やすことなく、体験活動の時間が確保できる環境であっても補助対象とはなりません。

このことから、2泊3日以上活動日数に限定することなく、十分な活動時間が確保でき、活動の効果が見込める場合についても補助対象とするよう支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

教育局学校教育部相模川自然の村野外体験教室所長 石長 出 042-760-5445

28 障害者雇用に係る雇用率のカウント方法の見直し及び地方特例制度の弾力的運用等

厚生労働省

【提案・要望事項】

精神障害者の雇用を促進するため、勤務時間に応じた段階的なカウントや等級に応じたカウントの上積み等の導入、短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、必要な措置を講ずること。

また、障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定について、地方公共団体の実情に応じて選択できるよう見直すこと。

【提案・要望の説明】

精神障害者については、平成30年4月から障害者雇用義務の対象に追加されましたが、職場定着率については、他の障害種別と比べ低い状況にあります。

一方で、短時間勤務で雇用された精神障害者は、定着率が高くなる傾向があり、本市においても、令和元年度から精神障害者の常勤職員及び会計年度任用短時間勤務職員を採用していますが、常勤職員に比べ短時間勤務職員の定着率は高い状況にあります。

精神障害者の雇用をより推進していくためには、短時間での雇用形態を整備していく必要がありますが、週所定労働時間が20時間未満の労働者は雇用率にカウントできないことなどにより地方公共団体での雇用が進まず、結果、精神障害者が働きやすい環境が整っていない状況にあります。

こうしたことから、精神障害者に関する雇用率のカウント方法について、勤務時間に応じた段階的なカウントや身体・知的障害と同様の等級に応じたカウントの上積み等の導入、雇用から3年以内等となっている短時間勤務職員に係る特例の恒久制度化など、精神障害者の雇用促進のための必要な措置を講じるよう要望します。

また、本市では障害者の雇用の促進等に関する法律第42条に規定する特例認定を受けて市長事務部局と教育委員会が一体となって、障害者雇用に係る取組を進めておりますが、教育委員会における障害者雇用率は低い傾向にあり、全国的にも令和2年7月に公表された「教育委員会における障害者雇用に関する実態調査」において、教育委員会における障害者雇用が十分でないと言われ、課題となっています。

市全体として障害者雇用の促進に繋げるためには、教育現場における障害者雇用には特有のニーズがあることなどを踏まえ、各機関がそれぞれの課題の解決に向けて、責任を持って取り組むことが必要と考えられることから、同法第42条に規定される特例認定について、認定を受けている機関ごとに採用や人事配置、労務等を行っているなど、一定の基準を満たす場合には、地方公共団体の実情に応じて選択できるような仕組みとするよう要望します。

【提案・要望の担当】 総務局人事・給与課長 島崎 俊介 042-769-8213

29 救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な財政支援等

厚生労働省

【提案・要望事項】

急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター、二次救急医療体制及び脳神経系救急医療体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、急病患者に対する医療及び搬送業務の円滑化を推進するため、救命救急センター事業、二次救急医療体制確保事業、脳神経系地域協力事業などに対して、独自で補助を行っています。

特に、脳卒中はわが国の死亡・寝たきり・要介護となった原因の大きな割合を占めると言われており、その中でも高齢者の発症が多く、高齢化に伴い発症者数はさらに増加傾向になると見込まれます。

脳卒中のうち脳梗塞については、経静脈的血栓溶解療法（以下「t-PA 静注療法」という。）を早期に開始することにより劇的な改善を見込むことができますが、全国的に見てt-PA 静注療法の実施率は非常に低く、地域格差も大きいのが現状であり、その根底には専門医師の不足などの問題点があることから、病院体制の整備に対する支援が必要です。

こうしたことから、国においても、救命救急センター、二次救急医療及び脳神経系救急医療の体制確保に必要な医師の確保対策を講じるとともに、地方公共団体が行う取組に対し、財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 井上 美紀 042-769-9230

30 災害時医療救護体制に係る財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

災害時における医療救護活動を円滑に行うための市災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

災害医療については、国が定める防災基本計画において、国や地方公共団体は災害発生時における救急医療体制の整備や応急救護用医薬品、医療資機材等の備蓄に努めるものとされており、本市では、災害時における医療救護体制を構築するための検討会の開催や救護所における医療資機材等の備蓄、各種防災訓練の実施などを計画的に行っています。

災害時医療救護体制の整備には、医学的な専門知識が必要であり、医師等が参加する検討会等の開催が必要であります。当該検討会等の委員への報酬に対する財政的な負担のほか、救護所に備蓄する資機材については定期的な滅菌が必要となるなど、市の費用負担が課題となっており、国の補助制度等もない状況です。

こうしたことから、災害時における医療救護活動を円滑に行うために開催している災害時医療救護検討会や救護所における医療資機材の備蓄、維持管理などに必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 井上 美紀 042-769-9230

3 1 任意予防接種の早期定期予防接種化と財源確保等

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 造血幹細胞移植後のワクチン再接種を予防接種法上の定期予防接種に位置付けること。
- 2 定期予防接種の対象とすることについて検討することとしている、おたふくかぜ、帯状疱疹、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種について、疾病の発生・まん延防止の観点から、早期に定期接種化すること。
- 3 定期接種に係る財源については、国の責任において全額国庫負担とすること。
- 4 多種の混合ワクチンの開発などにより、複雑多様化している予防接種に係る子どもや保護者等への負担や予防接種に要する市の財政負担の軽減を図ること。

【提案・要望の説明】

- 1 造血幹細胞移植後は、移植前に得られていた免疫が低下又は消失し、感染症に罹患する可能性が高くなりますが、定期接種以外の予防接種は、接種費用の全額を被接種者が負担しなければならず、高額な費用負担が接種の障害となっていることから、造血幹細胞移植後に必要と認められるワクチンの再接種について、予防接種法上の定期予防接種に位置付けることを要望します。
- 2 おたふくかぜ、帯状疱疹ワクチン、不活化ポリオワクチン追加接種及び沈降精製百日せきジフテリア破傷風混合ワクチン追加接種については、引き続き定期接種化の検討を行うこととされていますが、疾病の発生・まん延防止及び市民の健康保持のため、財源の確保、ワクチン供給体制の確立などの課題を解決し、早期の定期接種化を実現するよう要望します。
- 3 風しん、日本脳炎などのA類疾病の定期予防接種は、ほとんどの市町村において全額公費負担をしている状況であり、広く接種を促進していくことが望ましいとされたワクチンが、順次定期接種化されている中、自治体の財政負担は増加しています。定期接種に係る財源については、地方交付税の拡充措置がなされたところですが、安定的な事業を実施し、必要とする人すべてが等しく接種できるよう、国の責任において財源を全額国庫負担とすることを要望します。
- 4 定期接種化されたワクチンの増加に伴い、接種回数や接種間隔が複雑多様化し、予防接種を受ける子どもや保護者等の通院に係る負担が大きくなっていると同時に、予防接種の増加により本市の財政負担が増加していることから、その負担軽減が図られるよう、多種の混合ワクチンの導入の検討、開発の促進等を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長

吉田 綾

042-769-8346

3 2 感染症法に基づく感染症診査協議会及び健康診断事業に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律(以下「感染症法」という。)第24条第3項の規定に基づく審議を行っている感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や感染症法第53条の2に基づき、学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、国の補助制度の対象とすること。

【提案・要望の説明】

感染症法の規定に基づき審議を行う感染症診査協議会に参加する委員に対する報酬や学校又は施設の長が行う結核に係る定期の健康診断に要する費用について、補助金や交付税措置の対象外となっています。

こうした法律により実施することとされている事業は、感染症予防上特に必要であることから、国の補助制度の対象とするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部疾病対策課長 吉田 綾 042-769-7201

3 3 休日夜間における救急医療に対する財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

持続的かつ安定的な初期救急医療体制を確保するために必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、初期救急医療体制を確保し、休日・夜間における急病患者に対応するため、急病診療所を市医師会に、急患調剤薬局を市薬剤師会に委託して運営しています。

しかしながら、急病診療所の患者数減少に伴い、診療報酬収入及び調剤収入が減少していることから、市の財政負担が増加しています。

当該事業の支出抑制を行ってはいるものの、財源不足により事業の継続が困難となるおそれがあることから、持続的かつ安定的に初期救急医療体制を確保していくため、国による必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 井上 美紀 042-769-9230

3 4 精神障害者が地域で安心して暮らすための理解の促進と措置入院者等の退院後支援に係る仕組みの整備

厚生労働省

【提案・要望事項】

- 1 地域で暮らす全ての人々が精神障害や精神障害者等について正しく理解し、偏見や差別のない共生社会が実現できるよう、国において地方公共団体における取組を支援するとともに、積極的な普及啓発を行うこと。
- 2 措置入院者等が退院後にどの地域においても必要な支援を継続して受けることができるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備すること。
また、整備に当たっては、地方公共団体への財政的な支援を含め、支援拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを構築すること。

【提案・要望の説明】

- 1 精神障害者が地域で安心して暮らすためには、精神障害や精神障害者に対する正しい理解を地域全体で共有することや、切れ目のない支援体制を整えることが重要です。
このため、国においては、地方公共団体が実施する普及啓発の取組を支援するとともに、真の共生社会の実現に向けて、地域や世代を超えた国全体での積極的な普及啓発に取り組むことを要望します。
- 2 措置入院となった者については、入院早期から必要な支援が受けられる仕組みを整備する必要があるため、平成30年3月には、地方自治法に基づく技術的な助言として、「地方公共団体による精神障害者の退院後支援に関するガイドライン」が示され、それを受けて、各地方公共団体は地域の実情に応じて支援を行っているところです。
しかしながら、現状では支援の対象や支援体制が地方公共団体ごとに異なることから、支援対象者が居住地を移した場合、継続的な支援を受けられないことが懸念されます。
そのため、措置入院者等が退院後に本人の意思を尊重した医療、保健、福祉等の包括的な支援を継続的に受けられるよう、国の責任において退院後支援の仕組みを整備するよう要望します。
また、各地方公共団体で支援体制の整備を進めるに当たっては、精神保健福祉士、保健師等の人材の確保及び育成が大きな課題となっています。
支援の体制整備・拡充に必要な人材の確保、育成が円滑に行われる仕組みを国の責任において構築するとともに、体制整備に係る人件費等の財政措置も講じるよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長	沼田 好明	042-707-7055
健康福祉局地域包括ケア推進部精神保健福祉課長	岩田 隆之	042-769-9813

3 5 地域生活支援事業の補助基準額の見直しと対象事業の拡大

厚生労働省

【提案・要望事項】

地域生活支援事業について、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率1 / 2になるよう基準額の算定方法を見直すこと。

また、地域生活支援事業の中の移動支援事業として、タクシーの利用料、自動車の燃料費及び障害者施設への通所に係る交通費の助成事業も対象にすること。

【提案・要望の説明】

地域生活支援事業は、国庫補助金の対象事業の経費に対して国が認める基準額が大きく下回っているため、本市への実質的な補助率は1 / 3程度となっており、財政的な負担が課題となっています。

このことから、地域の実態に即した支援事業を着実に実施するため、国庫補助金の対象事業の経費に対して補助率が確実に1 / 2になるよう基準額の算定方法の見直しについて要望します。

また、本市では、地域生活支援事業の市町村必須事業である移動支援事業の他、在宅の重度障害者の支援や障害者施設への通所に係る負担を軽減するため、市独自に交通費等の助成事業を行っておりますが、障害者手帳の取得者の増加により、今後更なる事業費の増加が見込まれます。

このことから、障害者がタクシーを利用するときの費用、自動車を使用するときの燃料費及び障害者施設へ通所するときの交通費の助成事業についても、地域生活支援事業の対象にするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者支援課長 小原 隆 042-769-8355

3 6 地域医療介護総合確保基金制度の見直し

厚生労働省

【提案・要望事項】

地域医療介護総合確保基金における介護施設等の創設を条件に行う広域型施設の大規模修繕・耐震化整備事業について、令和6年度以降も継続するとともに、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うこと。

【提案・要望の説明】

超高齢社会において、安心して質の高い介護サービスを利用できる環境を整えるため、介護施設等の安定的な運営を図ることは重要であり、老朽化した施設の大規模修繕等を促進することが必要です。

このような中、令和2年度から地域医療介護総合確保基金において、介護施設等の創設を条件に、既存の広域型施設の大規模修繕又は耐震化事業に対する補助制度が令和5年度までの時限措置として講じられたところです。

しかしながら、本事業は、介護施設等を新たに1施設創設することが条件とされており、高齢者保健福祉計画における総量規制により事業者が整備計画を立てにくいこと、老朽化が進む広域型施設を運営する法人にとって、新規施設の開設に要する費用を賄うのは負担が大きいことなどの理由から、老朽化した施設の支援に結びついていない現状があります。

こうしたことから、令和6年度以降も補助制度を継続するとともに、老朽化した施設の修繕に特化した補助制度への見直しを行うことを要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課長 林 紀子 042-707-7046

37 国民健康保険子どもの均等割保険税(料)に係る軽減制度の拡充

厚生労働省

【提案・要望事項】

令和4年度から導入された未就学児に係る均等割保険税(料)の軽減制度について、国の責任と財政負担により、対象となる年齢や軽減割合を拡大すること。

【提案・要望の説明】

子育て世帯の負担軽減を図るため、全世代対応型の社会保障制度を構築するための健康保険法等の一部を改正する法律による地方税法及び国民健康保険法の改正により、令和4年度から、全国市町村の国民健康保険において、未就学児に係る均等割保険税(料)の5割を軽減する措置(以下「法定措置」という。)が導入され、法定措置に要する経費については、国が2分の1を負担することとされました。

本市は、これまで、指定都市市長会等を通じ、子どもの均等割保険税(料)の軽減制度の創設について要望してきたところであり、法定措置の導入については、一定の効果があるものと考えております。

しかしながら、小学生以上の子どもについても子育てに伴う経済的負担が大きいことになりはならず、構造的課題を抱える国民健康保険制度の下で年々保険税(料)額を上げざるを得ない中、未就学児のみを対象とする軽減制度では子育て世帯の負担軽減に十分とは言えません。

所得の状況にかかわらず世帯人数に応じて均等割保険税(料)が課される国民健康保険制度において、効果的かつ継続的に子育て世帯の負担軽減を図ることを通じ、安心して子育てできる環境づくりに繋げていけるよう、国の責任と財政負担により、均等割保険税(料)の軽減制度の対象となる年齢や軽減割合を拡大するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局生活福祉部保険企画課長 多賀 裕一 042-707-7023

38 医療法に基づく医療安全相談体制に必要な財政支援

厚生労働省

【提案・要望事項】

医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターの運営費等について、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金を創設すること。

【提案・要望の説明】

本市では、医療法第6条の13に基づき設置が求められている医療安全支援センターを、看護師の資格を有する会計年度任用職員を相談員として任用し、運営しています。

しかしながら、本市は神奈川県下における他の保健所設置市と比較して人口に対する相談件数が多く、医療安全相談の需要が高い状況にある一方で、一定水準のスキルを有する相談員の担い手不足や運営費の確保という財政的な負担が課題になっております。

こうしたことから、法に基づき設置している医療安全支援センターの持続可能な運営体制を構築するため、地方の実情に合わせて活用できる個別補助金の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部地域保健課長 中野 繁 042-769-9241

39 若年がん患者に対する在宅療養支援制度の創設

厚生労働省

【提案・要望事項】

20歳から40歳未満の若年がん患者が住み慣れた地域で安心して療養生活を送れるよう、医療・福祉等に係る在宅サービス利用料に対する助成制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

15歳から40歳未満の、いわゆるAYA世代と呼ばれる若年のがん患者は、就学、就職、結婚、出産などを経験する時期でもあり、世代特有の様々な問題に配慮したサポートが必要となります。

しかしながら、療養に当たっての公的支援については、20歳未満のがん患者に対しては小児慢性特定疾病事業による医療費助成、40歳以上のがん患者に対しては介護保険による支援制度がある一方で、20歳から40歳未満のがん患者や18歳又は19歳で小児慢性特定疾病医療費の支給を受けていない患者については、医療費助成や介護保険の法令に基づいた支援制度がなく、療養生活を送るに当たり、経済的な負担を強いられる状況となっています。

このため、20歳から40歳未満の若年のがん患者が、住み慣れた地域社会で安心して療養生活を送ることができるよう、これら世代が医療・福祉等に係る在宅サービスを利用した際、国においてその費用を助成する制度の創設を要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部健康増進課長 米多 寛之 042-769-8322

40 新型コロナウイルスワクチン接種に係る支援

内閣府・厚生労働省

【提案・要望事項】

令和6年度においても新型コロナウイルスワクチンの接種が実施される場合は、対象者や実施時期・方法等の方針を早期に提示するとともに、地方公共団体の特性に応じた十分な接種体制が組めるよう、財政的な支援も含めた必要な措置を講じること。

【提案・要望の説明】

新型コロナウイルスワクチン接種の実施に当たり、地方公共団体では、集団接種会場や医療従事者の確保、医療機関への協力要請、クーポン券の発送、市民への情報提供など、接種体制の構築に時間を要しますが、国の方針が示されない状況において、予算編成や実施計画の策定に困難を来しました。

このため、令和6年度においても新型コロナウイルスワクチンの接種が実施される場合は、対象者、実施時期・方法及びワクチンの流通体制等、接種実施に向けた具体的な方針について早期に提示するよう要望します。

また、現在の接種費用単価は他の定期予防接種と比較して低く、適正な水準となっておらず、協力医療機関を確保するためには、支援金の上乗せが必要となっています。このような中、定期予防接種に変更となった場合の財政措置は、全額国庫負担から地方交付税措置に切り替わり、新たな地方負担が生じることとなります。

引き続き、地方公共団体がそれぞれの特性に応じた十分な接種体制が組めるよう、財政的な支援も含めた必要な措置を講じることを要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部コロナウイルス対策課長 仕明 亮太 042-769-7200

4 1 地域医療提供体制の維持に対する必要な財政支援

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

原油価格や光熱費の高騰は、医療機関の経営を大きく圧迫しているため、地域医療提供体制の確保に影響を及ぼすことのないよう、必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

全国的に原油価格・物価高騰による光熱費や食料材費の値上がりが続いています。

本来であれば値上がり分は、サービスの受益者である入院患者等に価格転嫁を求めるべきですが、医療機関においては、入院患者が使用する光熱費等が値上がりしたとしても、療養担当規則上、別途入院患者から費用徴収は認められていないため、医療機関の経営を大きく圧迫しています。

こうしたことから、地域医療提供体制を維持するためには医療機関を支援していく必要がありますが、全国一律の影響があり、地方公共団体単独での支援は難しいことから、診療報酬の改定等の継続的な財政支援について要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 井上 美紀 042-769-9230

4 2 看護職員確保対策に必要な財政支援

内閣府、厚生労働省

【提案・要望事項】

看護師等の養成・確保を図るため、地方公共団体が行う看護職員確保対策に必要な財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、団塊の世代が後期高齢者となる令和7年に入院及び在宅医療等の医療需要が1日に16,000人以上と推計されており、その後も増加が見込まれることから、これを支える医療人材として、看護師等の育成・確保対策を進めています。

市内で従事する看護師等の養成・確保を図るため、市内看護職養成施設である看護専門学校運営支援を行っており、さらに、「看護する心」の重要性の認識及び看護についての市民理解を促進するために関係団体が行っている事業や看護師等の有資格者でありながら看護職に従事していない潜在看護師を対象とした就職相談会、技術研修会の開催などに対して助成を行っていますが、財政的な負担が課題となっています。

こうしたことから、高齢社会における保健医療を担う看護師等の確保を図り、国民に良質かつ適切な医療の提供ができるよう、地方公共団体が行う看護職員確保対策に対して必要な財政支援を行うよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部医療政策課長 井上 美紀 042-769-9230

4 3 地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生・河川水等検査の機器整備に係る国庫補助制度の創設

厚生労働省、環境省

【提案・要望事項】

地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生・河川水等検査の機器整備に係る国庫補助制度を創設すること。

【提案・要望の説明】

令和5年4月に、地域保健法が改正され、指定都市は、地方衛生研究所を設置し、健康危機に対応できる試験検査能力を発揮するための体制整備が責務とされたところですが、地方衛生研究所の施設・設備及び感染症以外の食品衛生や河川水・地下水等に係る検査機器の整備については、国からの補助制度がない状況です。

試験検査については、健康危機への対処に不可欠な機能であり、本市においても衛生研究所を設置しているところですが、施設の老朽化に伴う施設・設備の再整備や食品衛生や河川水・地下水等に係る検査機器の取得及び耐用年数に応じた計画的な更新が課題となっています。

特に、衛生研究所に必要な特殊な設備や検査機器は高額なものが多く、現状では国庫補助制度がないため、本市が当該設備や食品衛生及び河川水・地下水等に係る検査機器を整備する際の支障となっています。

こうしたことから、地方衛生研究所の施設・設備及び食品衛生や河川水・地下水等検査機器の整備に係る国庫補助制度を創設するよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部衛生研究所長 播磨 由利子 042-769-8348

4 4 障害福祉サービス等事業所における「延長支援加算」の見直し

こども家庭庁、厚生労働省

【提案・要望事項】

指定生活介護事業、指定児童発達支援及び指定放課後等デイサービス事業における延長支援加算について、介護人材の不足やそれに伴う人件費が増加している現状を踏まえ、延長支援を必要とする障害児者に対する支援が安定的に供給されるよう、令和6年度報酬改定において延長支援加算の加算単位や要件について見直し（拡充）を図ること。

【提案・要望の説明】

生活介護、児童発達支援及び放課後等デイサービスにおいては、障害特性等の事由により延長の支援を必要とする障害児者や、子育て支援に係る一般施策において受け入れができない障害児等に対し、事業所の営業時間（8時間以上）の前後時間（延長時間）において支援を行った場合、「延長支援加算」が算定可能となっております。

しかし、必要とされる人員を確保するに当たり、現行の加算単価では人件費の捻出が困難であることから、加算の増額を求める声が各事業所から上がっているほか、障害児者を養育する保護者からは、フルタイムで就労する機会の確保のため、他施策による受け入れが難しい現状を踏まえ、障害福祉サービス等による受け皿の拡充について強い要望を受けているところです。

このため、障害児者に対する安定的な支援や受け皿の確保の観点から、令和6年度報酬改定における延長支援加算の見直しを要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部福祉基盤課長 林 紀子 042-769-1394

4 5 医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額の見直し

こども家庭庁、厚生労働省

【提案・要望事項】

医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをすること。

【提案・要望の説明】

令和3年に、医療的ケア児及びその家族に対する支援に関する法律が施行され、医療的ケア児とその家族の地域生活の支援は、ますます重要となっています。

こうした中、本市では、国が実施する医療的ケア児等総合支援事業に基づき、医療的ケア児の在宅での療養が一時的に困難になった場合などに備え、短期入所先を確保するために市内の医療機関の運営に対して支援を行っているほか、保健、医療、福祉、子育て、教育等の必要なサービスの利用等を調整するコーディネーターの配置や医療的ケア児等が直面する課題やその対応策を検討する協議の場の設置、さらに支援者の育成のための研修等を実施しています。

また、医療技術の進歩による医療的ケア児の増加や加齢に応じた支援など、今後、医療的ケア児等への支援については、更なる拡充を検討していく必要があります。

一方で、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額は、医療的ケア児等への支援に係る事業費の額にかかわらず、各自治体で一律とされています。

こうしたことから、今後も引き続き、医療的ケア児等に対し、きめ細かい支援が実施できるよう、医療的ケア児等総合支援事業の国庫補助基準額を人口規模や事業の実施状況に応じた基準額に見直しをするよう要望します。

【提案・要望の担当】

健康福祉局地域包括ケア推進部高齢・障害者福祉課長 沼田 好明 042-707-7055

4 6 放課後児童健全育成事業に係る補助制度の充実

こども家庭庁

【提案・要望事項】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)に係る補助制度の更なる充実を図ること。

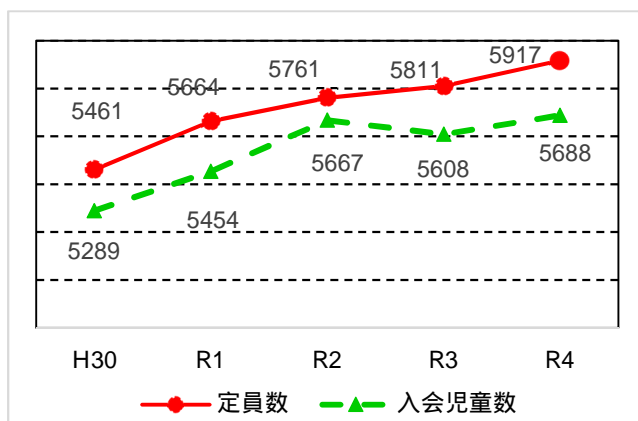
【提案・要望の説明】

放課後児童健全育成事業(放課後児童クラブ)の潜在需要は、就労希望者の増加に伴い、今後も増大すると見込まれています。本市においても、増え続ける放課後児童クラブのニーズに対応するため、施設の建設をはじめ、余裕教室の活用、民間児童クラブとの連携等により、受入定員の拡大を図りながら、待機児童の解消に向け取り組んでいるところです。しかしながら、少人数学級の導入等により、余裕教室を活用した受入定員の拡大が困難になってきており、場所の確保にも苦慮しているところです。

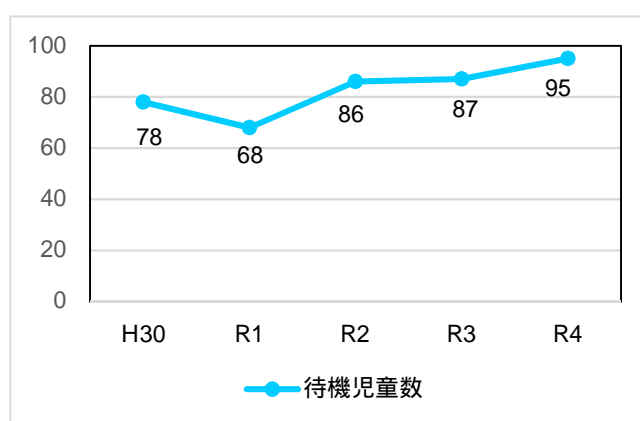
また、民間活力の活用による待機児童対策についても、民間児童クラブへの運営費の補助を行っていますが、国庫補助の放課後児童健全育成事業の基準額では、安定した運営を行うことが難しく、年間250日以上開所しないと補助額が大幅に下がる現行制度は幼稚園等の参入障壁となっています。

こうしたことから、民間活力の活用などにより、待機児童対策の更なる推進が図られるよう補助基準の見直しを行うなど、補助制度の更なる充実を要望します。

公立児童クラブの定員、入会児童数の推移



公立児童クラブの待機児童数の推移



【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども・若者支援課長

櫻井 敏朗

042-769-9227

4 7 子育て短期支援事業に係る財政支援の更なる充実

こども家庭庁

【提案・要望事項】

「子育て短期支援事業」に関して、「子ども・子育て支援交付金」による更なる財政支援を行うとともに、実施期限が定められている「子育て支援対策臨時特例交付金」の特別対策事業についても、継続した財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、保護者の疾病その他の理由により、家庭で児童を養育することが一時的に困難となった場合において、子どもとその家庭の福祉の向上を図るため、子育て短期支援事業を児童養護施設、乳児院及び母子生活支援施設に業務委託して実施しています。当該事業の利用実績はここ数年、年間延べ日数400日前後で推移していましたが、令和3年度以降は500日前後の利用実績があり、今後も保護者の疾病や育児疲れ等の様々な理由により、利用のニーズは高くなることが想定されます。

当該事業の実施に要する経費については、子ども・子育て支援交付金及び子育て支援対策臨時特例交付金により運営費の一部が補助されていますが、子育て支援対策臨時特例交付金において特別対策事業として定める事業は令和5年度末をもって補助が終了いたします。特に、実施施設において安定して受入のできる人員を確保するための専従職員配置支援については、国による支援開始前より本市独自に事業の実施に必要な人件費相当額を母子生活支援施設に対し補助していることから、実施期限の令和5年度末以降も継続して支援していただくよう要望します。

また、平成29年8月に示された「新しい社会的養育ビジョン」においても、「分離しないケアの充実を図る」こととされ、在宅での支援の構築に大きな効果が期待される当該事業について、児童養護施設等がいつでも利用者を受け入れられ、適切な養育・保護が継続できるよう、財政支援の更なる充実を要望します。

本市の利用実績（延べ日数）

施設名	平成30年度	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
乳児院	64	153	101	108	72
母子生活支援施設	114	94	103	251	323
児童養護施設	214	191	109	136	144
合計	392	438	313	495	539

【提案・要望の担当】

こども・若者未来局こども家庭課長 高野 靖彦 042-769-9811

4 8 動物愛護管理の取組における財政支援

環境省

【提案・要望事項】

地方自治体及び動物愛護ボランティア等が実施する動物の愛護及び管理に関する取組について、財政支援を行うこと。

【提案・要望の説明】

本市では、「動物の愛護及び管理に関する法律」の趣旨に則り、動物の適正な飼養を図るため動物愛護に関する普及啓発や、道路など公共の場所で負傷した犬・猫の収容及び措置、飼えなくなった犬・猫の引取り、さらには、収容動物の殺処分ゼロを目指し、適切な譲渡を推進するため譲渡対象団体への補助事業等を実施しております。

また、猫については、近年の都市化に伴う住宅の密集化により、猫による生活環境への被害が発生し、猫に関する苦情が多数寄せられていることから、「相模原市猫の適正飼養ガイドライン」を策定したほか、繁殖の課題対応や殺処分削減のため、野良猫等の不妊去勢手術一部助成事業なども実施しております。

こうした本市の取組については、市単独の財源により実施しておりますが、実態として、動物愛護ボランティア等の御理解と御協力のもと成り立っているのが現状です。

高齢化の進行に伴い、飼い主の突然死や飼いきれなくなったことによる動物の急な引取りの増加が見込まれるほか、近年、社会問題化している多頭飼育崩壊により、一度に多数の動物を引き取る事態も生じており、地方自治体における動物の愛護及び管理に関する取組にも支障を来しています。

動物の愛護及び管理に関する取組を継続的に進めていくには、地方自治体及び動物愛護ボランティア等における財源確保が課題となっていることから、国において、必要な財政支援を行うよう要望いたします。

【提案・要望の担当】

健康福祉局保健衛生部生活衛生課長

松岡 夏洋

042-769-8347

49 地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金の拡充

国土交通省

【提案・要望事項】

地域の実情に応じた持続可能な移動手段を確保するため、地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金に係る国庫補助上限額の設定において、事業規模に応じて増額するなどの財政的な支援を拡充すること。

【提案・要望の説明】

本市では人口減少が進む中山間地域を中心に路線バスの撤退申し出への対応や交通不便地域の解消のため地域の移動手段の確保が喫緊の課題となっています。

こうした中、地域の移動需要に応えるため、地域交通活性化協議会等で協議を行い、地域の実情に応じて、赤字補填による路線バスの運行継続や乗合タクシーの導入などにより移動手段の確保に努めています。

これらの事業は、地域公共交通確保維持事業における地域内フィーダー系統確保維持費国庫補助金により支援いただいているところですが、当該補助金の毎年設定される市区町村毎の補助上限額は、事業規模に左右されない定額部分が大半を占めております。

このため、事業規模を拡大するにつれて、補助対象経費が増加し、補助上限額を大きく超えてしまうため、経費に対する補助の割合が低下し、市の財政負担が増加することが課題となっています。

こうしたことから、地域の実情に応じた持続可能な移動手段の確保に向け、事業規模に応じて増額するなどの当該事業に対する財政的支援の拡充を要望します。

【提案・要望の担当】

都市建設局まちづくり推進部交通政策課長 歌田 平 042-769-8249

50 ナラ枯れ被害対策の推進

林野庁、国土交通省

【提案・要望事項】

自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、危険木の除去を含めた補助制度の充実等を図るとともに、公園や緑地を対象とした補助制度の創設など、必要な対策を講じること。

【提案・要望の説明】

本市では、近年、ナラ枯れ被害が急速に拡大し、市街地にある公園や緑地など、多くの市民が利用する場所では、倒木や落枝等による人的・物的被害が生じる可能性があるほか、中山間地域では、山地災害防止機能や水源涵養機能への影響が懸念されています。

こうした中、本市ではナラ枯れ被害対策に全力で取り組んでおりますが、ナラ枯れ被害が蔓延した状況では、病害虫の駆除や防除よりも、安全対策（危険木の除去）に注力する必要があり、国の森林病害虫等防除事業費補助金は、森林における防除を目的としているため、補助金の対象とはならず、財政負担の増大が大きな課題となっております。

さらに、ナラ枯れは、被害を受けた樹木から、虫を媒体として被害が拡大することから、自治体間の連携等による広域的な対策が効果的であるため、全国的な課題として、国の責任において対策に取り組む必要があります。

こうしたことから、自治体間の連携等によるナラ枯れ被害対策をより一層推進するため、森林病害虫等防除事業費補助金について、防除及び危険木の除去を含めた対策を講じることができるよう財政支援の充実を図るとともに、公園や緑地において、地域の実情に合ったナラ枯れ対策ができるよう新たな補助制度の創設等の必要な対策を講じよう要望します。

本市におけるナラ枯れ被害の状況（公園・緑地）

令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度
62本	1,122本	1,475本	1,111本

【提案・要望の担当】	環境経済局森林政策課長	田倉 五己	042-780-5270
	環境経済局水みどり環境課長	宮野 賢一	042-769-8242
	環境経済局公園課長	石田 真也	042-769-8243

令和6年度
国の施策・制度に関する提案・要望書

相模原市 市長公室 政策課
〒252-5277 相模原市中央区中央2丁目11番15号
TEL 042-769-8203 FAX 042-754-2280
seisaku@city.sagamihara.lg.jp